

第7期大館市障害福祉計画

第3期大館市障害児福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

“すべての人が大切な存在として
ともに支え合える地域共生社会の実現を目指して”



ハチ公生誕100年 HACHI フェスティバル in 大館 2023.11.11・ニプロハチ公ドーム

令和6年3月

大館市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画における基本的理念	1
3 計画の期間	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画策定の視点	3
6 計画策定後の推進体制	3

第2章 障害者の現状

1 障害者の現状	4
（1）身体障害者手帳所持者の現状	5
（2）療育手帳所持者の現状	6
（3）精神保健福祉手帳所持者の現状	7

第3章 これまでの計画の取組みの分析・評価

1 概要	8
2 重点項目の分析と評価	8
（1）福祉施設入所者の地域生活への移行	8
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
（3）地域生活支援拠点等の整備	9
（4）福祉施設から一般就労への移行	10
（5）障害児通所支援等の提供体制の整備等	10
（6）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用状況 について	11

第4章 目標の達成に向けて

1 基本的な考え方	13
2 達成すべき成果目標	15
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	15
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
(3) 地域生活支援拠点等の確保と機能の充実	16
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	19
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	19
(6) 相談支援体制の充実・強化等	20
(7) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の質の向上	20

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

1 自立支援給付・相談支援の進捗状況と必要量の見込み	22
(1) 訪問系サービス	23
(2) 日中活動系サービス	25
(3) 居住系サービス	30
(4) 相談支援事業	31
2 地域生活支援事業の必要量の見込み	33
(1) 必須事業	33
(2) 任意事業	37

第6章 障害児福祉サービス等の必要量の見込み

1 児童福祉法に基づくサービス	39
(1) 児童発達支援	40
(2) 保育所等訪問支援	41
(3) 放課後等デイサービス	41
(4) 障害児相談支援	42
2 障害者総合支援法に基づくサービス	43
(1) 自立支援給付	43

(2) 地域生活支援事業	44
3 障害児の健やかな育成	46
(1) 専門的な支援	47
(2) 保育園等における障害児の受入れ人数	47

【資料】

○アンケート調査結果について	49
○第7期大館市障害福祉計画・第3期大館市障害児福祉計画（素案） についての意見募集（パブリックコメント）の結果	78
○計画策定の経過	

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

大館市では、平成19年3月に障害者基本法に基づき、大館市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画である「大館市障害者計画」に「大館市障害福祉計画」を網羅して第1期とし、その後3年ごとに障害福祉計画を策定してきました。

「第6期大館市障害福祉計画・第2期大館市障害児福祉計画」（以下「第6期障害福祉計画等」という。）は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき一体化して策定された計画ですが、令和5年度をもって終了するため、新たに計画を策定するものです。

「第7期大館市障害福祉計画・第3期大館市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の心身の状況や環境、その他の事情を勘案し、地域において必要な*障害福祉サービス等及び**障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び必要量の見込みに関する事項を定めたものです。

*障害福祉サービス並びに相談支援並びに地域生活支援事業

**障害児通所支援並びに障害児相談支援

2 計画における基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組み
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組み

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画の期間とします。次期計画の改訂については、本計画の最終年である令和8年度に行うこととしますが、計画期間中に法制度の改正や社会資源の創設などで本計画に変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

なお、令和9年度以降の計画の方向性については、国の基本指針等の動向を見据えながら障害福祉施策の総合的かつ横断的な取組みを推進するため、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定する見込みとしています。

■ 計画期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
障害者計画	第3次 障害者 計画 計画の 見直し	第4次 障害者計画 (現行計画)					計画の 見直し	第5次 障害者 計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画 (現行計画)			第7期 障害福祉計画 第3期 障害児福祉計画			計画の 見直し	第8期 障害福祉 計画 第4期 障害児 福祉計画
			計画の 見直し					

4 計画の位置づけ

本計画は、「秋田県障害福祉計画・秋田県障害児福祉計画」、先導的共生社会ホストタウンである大館市全体の指針となる「大館市総合計画（おおだて未来づくりプラン）」、福祉の各分野における共通事項を定めた「大館市地域福祉計画」、「第4次大館市障害者計画」、「第2期大館市子ども未来応援計画」、「大館市子ども・子育て支援事業計画」、「大館市成年後見制度利用促進計画」、「大館市再犯防止推進計画」など障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとしします。

5 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、下記の項目等について*大館市障害者自立・差別解消支援協議会(以下「自立・差別解消支援協議会」という。)などの意見を踏まえ策定します。

- ・第6期障害福祉計画等の進捗状況の分析・評価
- ・サービス基盤整備に対する取組みの推進
- ・令和8年度の数値目標と各年度のサービスの必要量の見込みの設定

*障害者等の地域における課題について、関係機関と連携し協議していく機関です。

6 計画策定後の推進体制

計画の推進にあたり、自立・差別解消支援協議会において進捗管理を行うとともに目標を共有し、その達成に向けて各関係機関と連携を図りながら事業を実施していきます。

PDCAサイクルを導入し、定期的に進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には随時対応していきます。

※PDCAサイクルとは、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実行していくものです。

第2章

障害者の現状

1 障害者の現状

■人口と障害者数の状況



各年度3月31日時点、市民課 地区別世帯人口調べより

本市の人口は、毎年1,000人～1,200人程度、減少傾向にあります。令和4年度には67,550人と、平成30年度の第5期計画初年度と比較して4年間で4,394人（▲6.1%）減少しています。

人口に対する手帳所持者の割合は、平成30年度は、身体障害者手帳 約6.0%の4,320人、療育手帳 約0.98%の707人、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健福祉手帳」という。） 約0.83%の595人、自立支援医療（精神通院）（以下「自立支援医療」という。）受給者は、約1.68%の1,208人でした。

令和4年度は、身体障害者手帳 約5.58%の3,766人、療育手帳 約1.07%の721人、精神保健福祉手帳 約1.08%の730人、自立支援医療 約1.88%の1,267人となっています。平成30年度以降、身体障害者手帳所持者は、人口比からみると微減し、精神保健福祉手帳所持者は、人口比及び所持者数ともに増加している傾向がみられます。

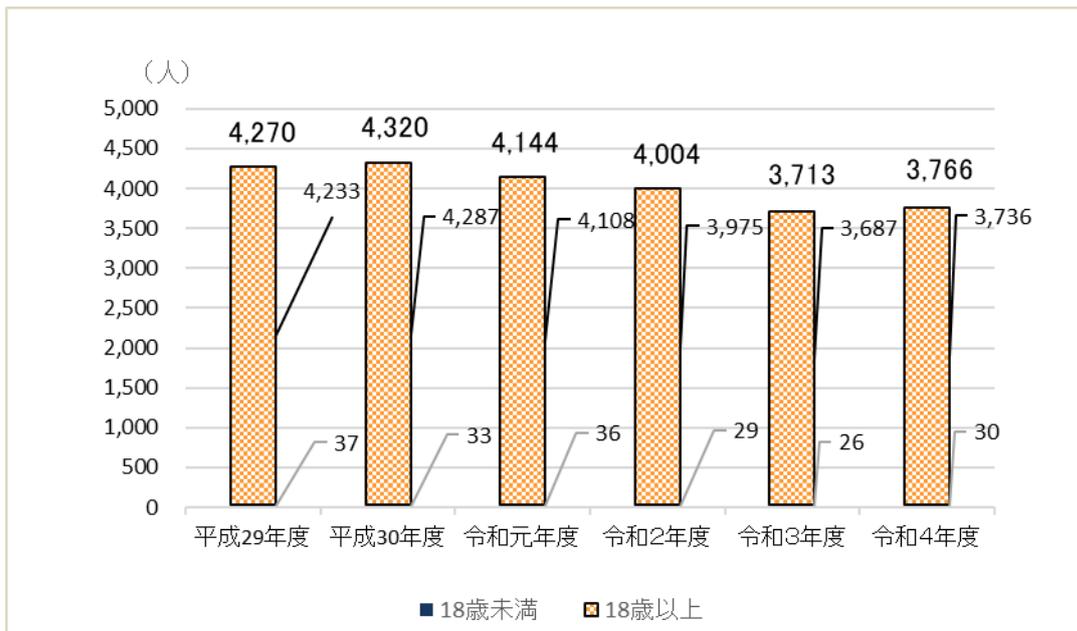
療育手帳所持者及び自立支援医療受給者は、人口比に示す割合は増加傾向にあります。

(1) 身体障害者手帳所持者の現状

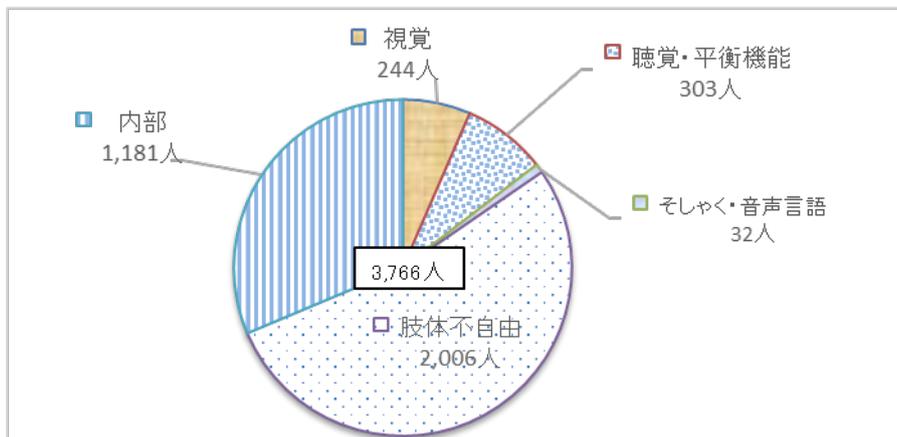
本市の身体障害者手帳所持者は、平成30年度以降、減少傾向にありましたが、令和4年度現在3,766人であり、令和3年度より53人（前年比増1.3%）増加に転じています。18歳未満、18歳以上の年齢2区分別でみると、18歳未満はほぼ横ばいで推移しており、手帳所持者全体の0.8%を占めています。

また、障害者種別でみると、肢体不自由が全体の53%、内部障害が31%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日時点）



■ 身体障害者手帳所持者数（令和5年3月31日時点）



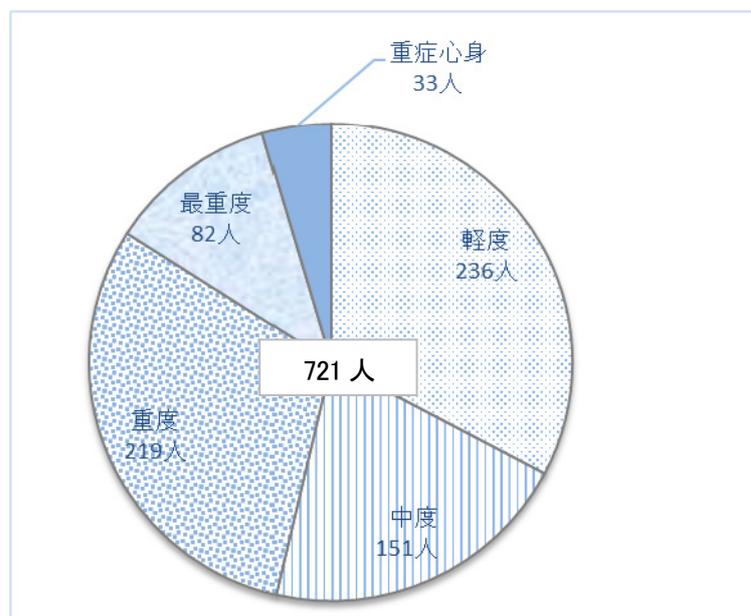
(2) 療育手帳所持者の現状

本市の療育手帳所持者数は、令和4年度 721 人であり、令和元年度から2年度で 21 人（前年度比増3%）増加し、以降ほぼ横ばいで推移しています。年代別の内訳では、18 歳未満の所持者数はほぼ横ばいで推移しており、手帳所持者全体の 11.9%を占めています。程度別では、療育A（重度・最重度・重症心身）よりも療育B（軽度・中度）が若干多く（52.6%）、ほぼ二分する割合となっています。

■療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日時点）



■療育手帳所持者数（令和5年3月31日時点）

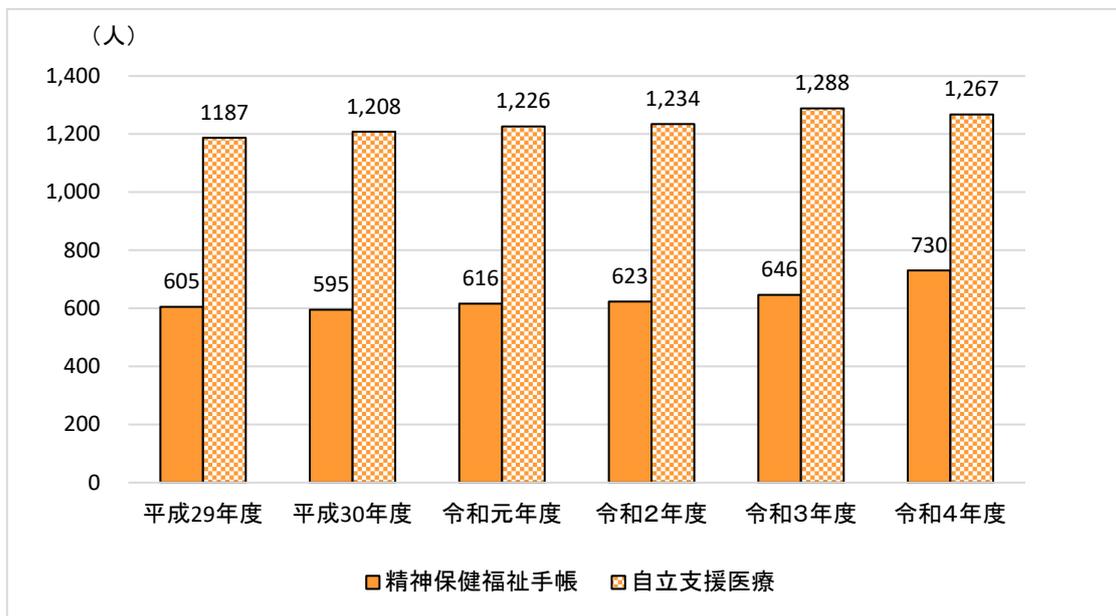


(3) 精神保健福祉手帳所持者の現状

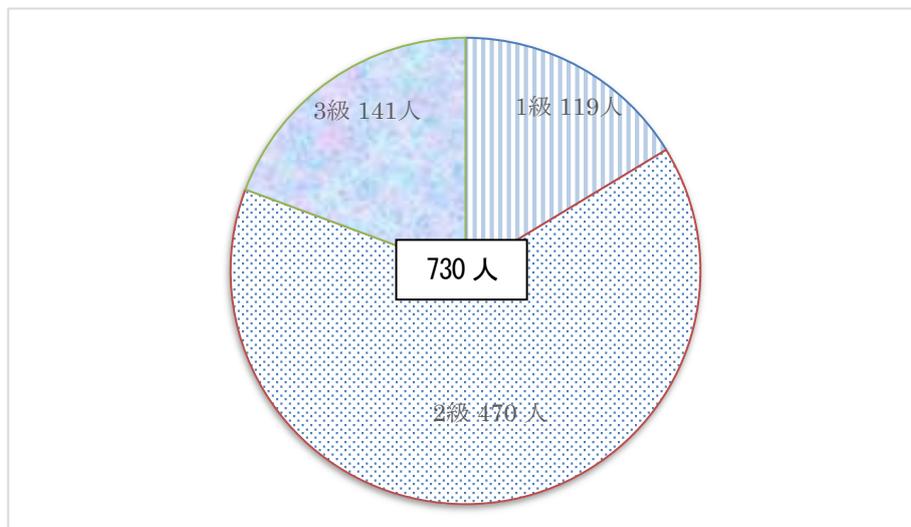
本市の精神保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和4年度は730人であり、令和3年度の646人と比較し、84人増（前年比増13%）となっています。

また、自立支援医療の受給者数は、平成30年度以降増加傾向にありましたが、令和4年度1,267人であり、令和3年度1,288人と比較し、21人（前年比▲1.6%）の減少に転じています。

■精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移（各年度3月31日時点）



■精神保健福祉手帳所持者（令和5年3月31日時点）



資料：秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部 各年度事業概要

第3章

これまでの計画の取組みの分析・評価

1 概要

第6期障害福祉計画等で定めた達成すべき数値目標及びサービスの必要量の見込みについて、現在までの取組状況や実績などを踏まえ、進捗状況の分析と評価を行うものです。

2 重点項目の分析と評価**(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行**

第6期障害福祉計画等では、令和元年度から令和5年度までの施設入所者の地域生活への移行者数を延べ10人と設定し、令和5年度の施設入所者数を224人と設定しました。

共同生活援助（グループホーム）（以下「グループホーム」という。）の創設などにより、令和元年度から令和5年度までに延べ9人が移行しました。障害の重度化や高齢化、障害や疾病の特性等の要因により、グループホームでの生活が困難な人が一定数いるため、目標値の達成は難しい現状にあります。地域で生活するための居住の場であるグループホームの需要は高いことから、利用者の障害や疾病の特性に応じた支援が提供されるよう環境整備等を行い、今後も地域生活への移行を促進していく必要があります。

令和5年度時点の施設入所者数は215人であり、入所者数としては目標値を達成しましたが、障害特性等の要因により地域移行が難しい人が一定数いることから、入所施設の継続が必要となります。

■ 各年度地域移行者数

年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域移行者数実績	16人	3人	4人	0人	2人	1人	2人

※令和5年度実績は見込

■ 各年度施設入所者数

年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所者数実績	229人	226人	229人	225人	222人	211人	215人

※令和5年度実績は見込

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障害者の地域生活への移行については、社会資源の不足などにより難しい状況にあります。また、障害者雇用により一般就労した精神障害者の雇用定着など、地域で安心して暮らすためには様々な課題があります。自立・差別解消支援協議会において、医療、福祉、学識経験者及び障害者団体など様々な視点から、課題を整理し情報共有を行う場の整備について協議を行っていく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害の重度化や高齢化、保護者や介護者（以下、保護者等という。）の高齢化が進んでいます。保護者等の「亡き後」を見据えるとともに、住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、障害特性に応じた相談や支援の提供、緊急的な対応が図られる体制づくりとして、地域生活支援拠点等の整備と機能充実を目指します。

本市における地域生活支援拠点等は、*基幹相談支援センターを中心としたワンストップ型相談支援の提供、計画相談支援事業所との連携による迅速な支援の提供、緊急時の受入体制の確保、体験の機会の提供を行います。緊急時であっても、利用者が普段からなじみのある事業所を利用できるよう事業所間のネットワーク化を図り、利用者を支える体制の整備を目指します。

また、地域で生活する障害者が気軽に集まり交流できる場として、令和3年10月に市総合福祉センター内に「大館市地域活動支援センター」を開設し、余暇活動等のプログラムを提供し居場所づくりを行っています。

*障害に関する様々な相談に、専門の相談員が対応し一緒に必要な支援を考えます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障害者の一般就労への移行は、就労支援事業所と秋田県北障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどの関係機関が連携し進められています。今後も、一般就労後のバックアップ体制や就労を希望する人と企業を結び付ける取組みを強化していく必要があります。

障害者と企業のニーズのマッチングの課題として、ハード面では、勤務環境の配慮、通勤手段の確保や勤務時間の調整があげられます。ソフト面では、障害理解、合理的配慮の普及と推進があげられます。

公共交通機関に合わせた勤務体系や公共交通機関に代わる移動手段の確保、企業や従業員の障害や疾病への理解啓発が必要なことから、地域課題として関連する他の協議会や関係機関と課題の共有を図り、改善策の検討を進めます。

■ 各年度福祉施設からの一般就労者数

年度		平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
再 掲	一般就労者数	4人	12人	8人	3人	12人	6人	1人
	就労移行支援事業所から	3人	5人	5人	3人	11人	1人	0人
	就労継続支援事業所から	1人	7人	3人	0人	1人	5人	1人

※令和5年度実績は見込

(5) 障害児通所支援等の提供体制の整備等

障害児通所支援等の利用状況は、増加傾向（第6章 40ページ以降参照）にあります。児童の発達の偏りや発達の遅れについては、乳幼児健診事業や巡回児童相談、保育園等、医療機関との連携により早期発見に努めるとともに療育環境の提供と体制整備に取り組んでいます。

今後は、障害児通所支援等の障害者総合支援法に基づくサービスに限らない、発達を支援する場や機会の整備を進める必要があります。

障害児通所支援等事業所、乳幼児健診事業、就学前施設、教育機関等との協議の場を設け、発達段階、発達年齢に応じた療育、発達支援、教育が受けられるような支援体制の構築に向けて連携を図ります。

一方、重度の肢体不自由と知的障害が重複している重症心身障害児や日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児については、利用できるサービスに限られるなど、居住地域のみでの対応が難しい状況にあります。特別な支援を必要とする障害児や介護者の生活実態を把握するなど、継続した協議を進める必要があります。

また、発達障害や精神疾患を抱える児童が増えている傾向があるため、就学前から障害児通所支援等事業所や福祉・医療・教育機関等による特別支援教育との連携体制を整備していく必要があります。

学齢期を終えた後、不安なく就労の場や日中生活の場へ移行できるよう障害福祉サービス事業所等や特別支援学校等の教育関係機関による連携体制の構築を図ります。

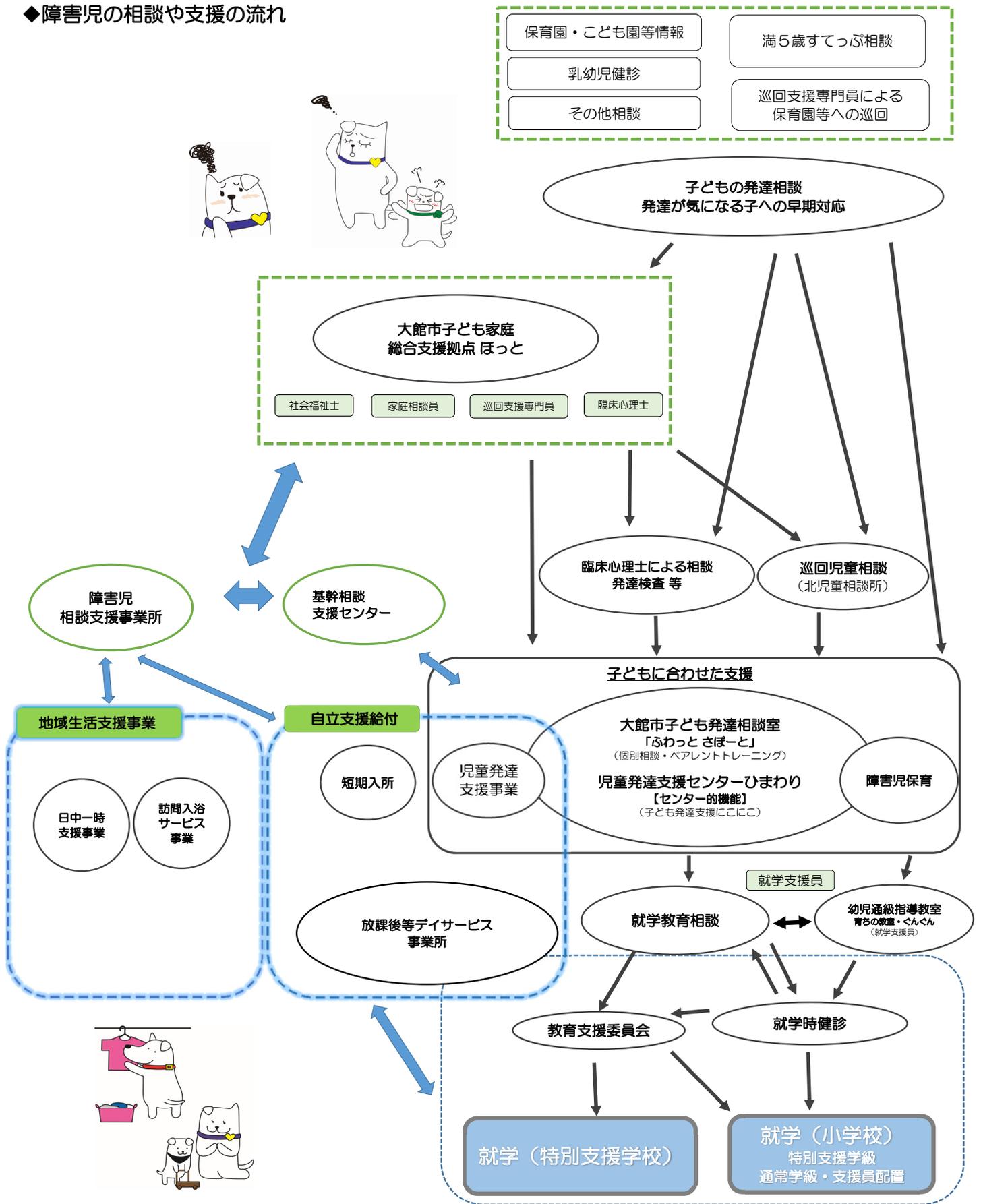
(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用状況について

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等は、制度改正によるサービスの追加やサービス提供事業所の増加により、一部計画と実績との差が大きいサービスがあるものの、おおむね見込みどおり推移しています。

なお、就労支援等の地域において不足しているサービスについては、障害福祉サービス事業所等を運営している社会福祉法人などと情報共有しながら事業所の開設・運営等について検討していく必要があります。

令和5年6月に実施した「障害がある児童の生活実態調査」では開所時間の延長や日曜日、祝日の利用が可能な事業所を望む声がありました。また、保護者や家族の就労形態に柔軟に対応でき、かつ児童が安心・安全に発達支援や療育活動を受けられることが出来る場、一時預かりや介護者がレスパイトできるような環境の整備を望む声があることから、ニーズの充足に向けて障害福祉サービス事業所等と協議を行っていきます。

◆障害児の相談や支援の流れ



第4章

目標の達成に向けて

1 基本的な考え方

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即した令和8年度までの目標を設定します。障害者等の自立を支援するために必要なサービスの提供体制を計画的に確保し、地域で安心して暮らせる環境づくりを目的とします。

【基本的理念】**1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援**

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるようサービスの充実を図るとともに、発達障害や高次脳機能障害者、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているため、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施し、必要な情報提供を行います。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害の重度化・高齢化を見据えて、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援を進めるため、入所施設や病院から地域生活への移行、一人暮らしやグループホームへの入所等の体験の機会の提供、短期入所等の緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。

今後、地域生活支援拠点等の整備にあわせ、基幹相談支援センターを中心として、ライフステージに応じ、学齢期からの移行、就労、親元からの自立等の生活

環境が変化する節目を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現に向けて、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、地域共生社会の実現に向けて、主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、大館市地域福祉計画等との連携を図り、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援体制を確保します。

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援については、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

さらに、障害児が障害児通所支援等の利用や発達支援に係る各事業等の利用により、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器等の医療機器や日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児に対して、保健、医療、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう包括的な支援体制の構築を目指します。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害の重度化・高齢化が進行する中、将来にわたり安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

7 障害者の社会参加を支える取組み

障害者の地域における社会参加の促進に向けて、障害者の多様なニーズを踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

2 達成すべき成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行等に際し、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や、地域生活支援拠点等及び地域における関係機関との連携により、障害の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制の確保が求められています。

施設入所者の退所の理由として、入院や死亡によるものが大多数を占める一方で、障害の重度化や高齢化により施設入所による支援が適当なケースがあり、自宅やグループホームなど地域生活への移行が難しい人が一定数います。

よって、障害福祉サービス等の基盤や地域生活支援拠点等の整備に係る取組みと市の現状を踏まえ、成果目標を以下のとおり設定します。

令和4年度以降の施設入所者の減少数を11人と設定しました。また、令和8年度までの地域生活移行者数については、市の現状を踏まえ5人としています。

■施設入所者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	成果目標設定の考え方
令和4年度時点の施設入所者数(A)	211人	令和5年3月31日時点
令和8年度の施設入所者数(B)	200人	令和9年3月31日時点
【目標値】(A - B) 入所者の退所者数と新規入所者の差分	11人	(A) × 5% (小数点以下切上げ) 〈国の目標は5%以上削減〉
【目標値】 令和8年度までの地域生活移行者数	5人	令和2年から令和5年までの実績と同数 〈国の目標は令和4年の6%以上削減〉

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における保健、医療、福祉の支援体制が強化されることにより、早期退院が可能となり、地域の一員として安心して生活することにつながります。

自立・差別解消支援協議会では、精神病床退院後の対応や精神障害者のニーズを把握し、地域で暮らすための情報共有や連携を行う体制を構築するための協議などを年1回以上行っていきます。

■精神障害者における障害福祉サービス等の利用の目標値

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数							
実績	地域移行支援	1人	0人	0人	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	4人	1人	1人	1人	1人
	共同生活援助	25人	27人	30人	30人	33人	37人
	自立生活援助						

※令和5年度実績は見込

(3) 地域生活支援拠点等の確保と機能の充実

障害の重度化や高齢化、保護者等の高齢化が進む中、保護者等の「亡き後」の課題を見据えて、地域で障害者等や保護者等が安心して生活するため、相談体制の充実や緊急的な対応が図られる体制づくりとして、令和6年度から多機能拠点整備型と面的整備型の複合型である地域生活支援拠点等事業を開始します。

地域生活支援拠点等設置後は次の機能を充実させていきます。また、運用状況について年1回以上検証を行っていきます。

※地域生活支援拠点等の機能 【大館市のイメージ図は、18ページ参照】

- ① 基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業所と連携しながら緊急時の対応や相談内容に応じた必要なサービスのコーディネートを行う機能
- ② 短期入所等を活用した緊急時の対応や関係機関への連絡の機能
- ③ 地域生活へ移行するにあたってのグループホームなどの障害福祉サービス

等の利用や体験の機会を提供する機能

- ④ 医療的ケアや重度化した障害者等に対して専門的に対応できる人材の養成を行う機能
- ⑤ 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携などを行う機能

また、令和3年10月に市総合福祉センター内に、「大館市基幹相談支援センター」を移転開設し、福祉に関する相談体制の機能整備を図っています。同じく市総合福祉センター内に移転開設した「大館市地域活動支援センター」において、在宅障害者に対し、機能訓練や社会適応訓練などの各種プログラムを実施するほか、障害者等の余暇支援や気軽に集まりお互いの情報交換や交流できる場を提供しています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和6年度時点では、市内に就労移行支援事業所、就労定着支援事業所がない状況です。一方、就労継続支援事業については利用ニーズが高いこともあり、就労支援機関と連携し必要な取組みを行うとともに、引き続き障害者等の一般就労や雇用に関する理解の促進に努めます。

また、障害者等の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、令和7年度から開始する就労選択支援事業を活用し、支援の必要性に応じて関係機関等と連携した取組みを推進します。さらに障害者等の能力やニーズに応じて在宅勤務やICTを利用した職業訓練の提供に向け、関係機関や自立・差別解消支援協議会での検討を進めていきます。

障害者の就労支援について、実情を踏まえ成果目標を次のとおりとします。

■ 福祉施設から一般就労への移行数の目標値

項目	令和 元年度	令和 4年度	【目標値】 令和8年度	成果目標設定の考え方
就労移行支援	5人	1人	1人	令和4年度移行数と同値 〈国の目標は1.3倍〉
就労継続支援A型	2人	1人	1人	令和4年度移行数と同数 〈国の目標は1.26倍〉
就労継続支援B型	1人	4人	4人	令和4年度移行数と同値 〈国の目標は1.23倍〉

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

乳幼児期から学齢期までの各年齢に応じ、障害児通所支援等事業所、乳幼児健診事業、就学前施設、教育機関等が連携し、発達に課題のある児童の早期発見、早期対応に努め、専門職による一貫した相談体制の充実を図ります。

児童発達支援センターでは、地域の中核的機関として児童の発達に係る相談を担います。関係機関との連携を行うとともに集団療育や児童に対する個別支援を行います。

さらに医療的ケア児への支援体制の充実を図るため、コーディネーターの充実を図り、ニーズの把握や関係機関との連携体制の構築を進めます。

また、巡回支援専門員による保育園等への巡回や*ペアレントトレーニングなど、保育者や保護者への支援を実施します。

*保護者が子どもとより良い関わり方ができるよう、障害の特性をふまえた子育てを学ぶことを目的とするものです。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として関係機関と連携しながら、障害者等が住み慣れた地域でその人らしくいきいきと生活を送れるよう、相談支援体制をさらに充実・強化します。

また、自立・差別解消支援協議会において、意思決定支援を推進し、個別事例の検討を通じて地域の障害福祉サービス等事業所の課題の検証を行い、解消に向けて体制強化を行います。

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別が生じている要因の解消を図るため、啓発活動を行い、合理的な配慮などについて普及していきます。

■ 相談支援件数の目標値

	第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援件数実績	6,157人	5,917人	4,823人	5,000人	5,000人	5,000人

※令和5年度実績は見込

(7) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の質の向上

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、意思決定支援や権利擁護の視点を含めた研修への職員の派遣や、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備に努めます。

さらに職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと支援ができるよう、職員の処遇改善等に向けた職場環境の改善を進めていきます。

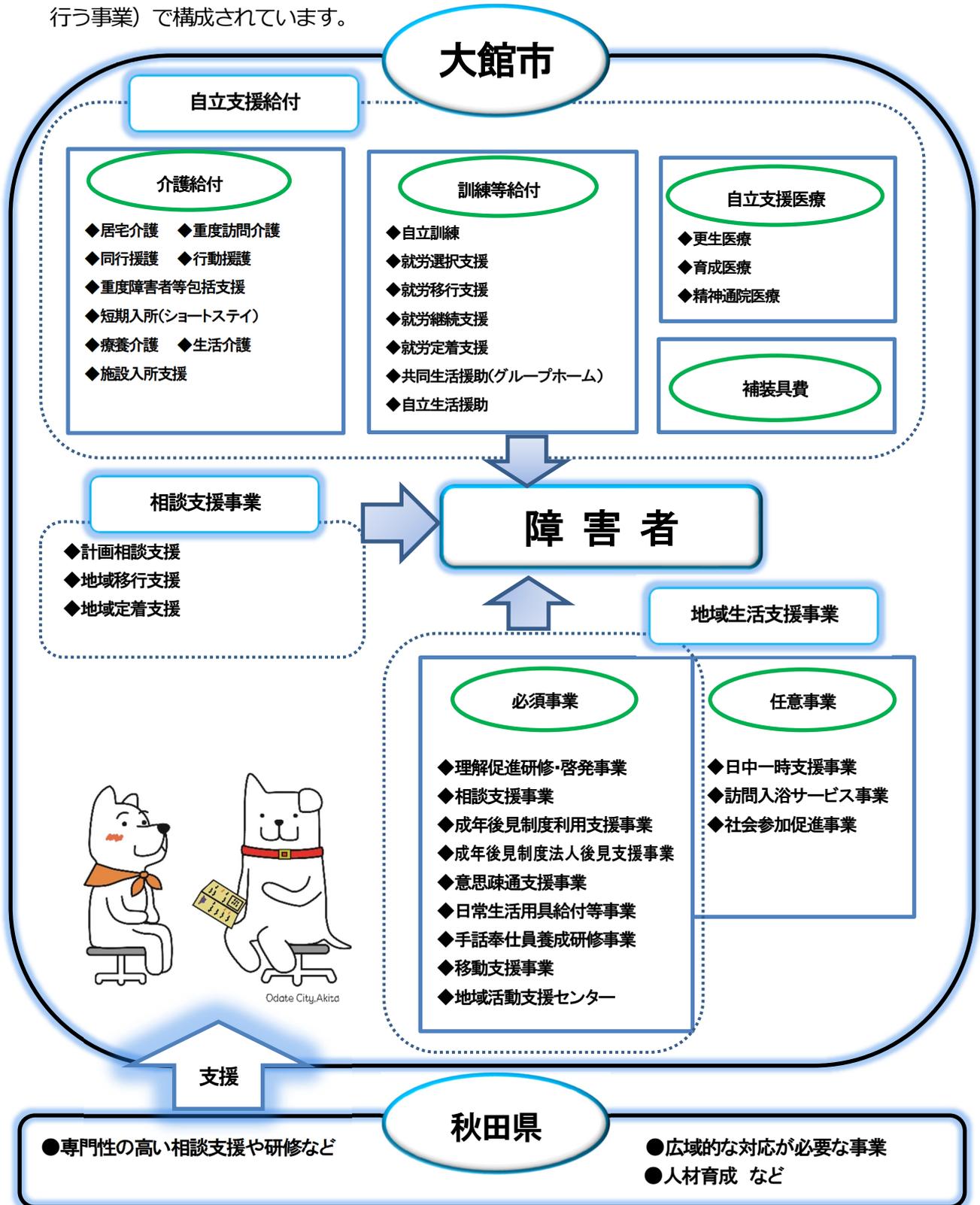
また、児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設として、障害児

やその家族に対する支援を行うほか、障害児通所支援等事業所や保育園等、学校等の関係機関を訪問し、障害の種別や特性に応じた支援に繋げるため、専門的な助言等を行います。関係機関対象の研修会や情報共有の場を開催し、地域の療育環境の課題の把握と解消に向けた取組みを行い、地域の障害児支援の質の向上を図ります。

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

◆障害福祉サービス等のしくみ

障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業（市の実情に合わせて行う事業）で構成されています。



Odate City, Akita

支 援

秋 田 県

- 専門性の高い相談支援や研修など

- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 など

1 自立支援給付・相談支援の進捗状況と必要量の見込み

これまでの各サービスの利用実績のほか、障害者のニーズや地域における社会資源の状況及び施設入所者の地域への移行者数などを勘案した、令和6年度から令和8年度までの自立支援給付と相談支援の必要量の見込みは次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護保険の訪問介護事業者などと併設しており、事業所が複数存在していますが、ニーズが増加する一方で担い手不足等によりサービスの提供が困難となる事業所も生じています。そのため、障害者やその家族が地域で安心して暮らせるように、サービスの利用に関する意向などを反映し関係機関との連携に努め、見込量の確保を図ります。

① 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護や家事の支援などを行います。

利用者数、利用時間ともに見込量を超え、増加傾向にあります。障害者の増加、高齢化や障害の重度化により、今後もサービス量は増加すると予測し、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	53	54	55	67	69	72
	実績	59	63	61			
利用時間数 (時間 / 月)	見込量	848	864	880	983	1,025	1,066
	実績	1,005	1,043	1,009			

※令和5年度実績は見込



Oodate City, Akita

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に、自宅での家事や入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。

利用者数、利用時間ともに見込量を下回っています。今後も同様の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	2	3	3	2	3	3
	実績	1	1	1			
利用時間数 (時間 / 月)	見込量	30	45	45	5	7	7
	実績	9	6	6			

※令和5年度実績は見込

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。

利用者数、利用時間ともに見込量を下回り、減少傾向にあります。今後も同様の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	13	13	13	11	12	12
	実績	12	11	11			
利用時間数 (時間 / 月)	見込量	130	130	130	115	120	120
	実績	129	107	109			

※令和5年度実績は見込

(2) 日中活動系サービス

障害者等のニーズ、施設入所者などの地域移行後や特別支援学校卒業後の利用が見込まれるサービスなどを把握し、グループホーム創設などの整備時に、短期入所（ショートステイ）の付加を検討してもらうなど事業所への情報提供に努めます。

① 生活介護

常時介護が必要な人に、日中、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

利用者数、利用時間ともに見込量を下回っています。今後も同様の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	325	327	332	320	325	330
	実績	322	314	313			
利用日数 (日 / 月)	見込量	6,500	6,540	6,640	6,182	6,230	6,300
	実績	6,279	6,154	6,180			

※令和5年度実績は見込

② 療養介護

常時、医療と介護が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活の世話をを行います。

利用者数は見込量をやや下回り、近年は横ばい状態となっています。実績をベースに見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	15	15	15	15	14	14
	実績	14	13	15			

※令和5年度実績は見込

③ 短期入所（ショートステイ）

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間含む）、障害者支援施設などの施設において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

新型コロナウイルス感染症等の影響により利用日数は見込量を大幅に下回りましたが今後は回復するものとして、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	22	24	26	35	40	45
	実績	27	24	26			
利用日数 (日 / 月)	見込量	308	336	364	285	325	366
	実績	130	187	364			

※令和5年度実績は見込

④ 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活営む能力の向上を目的に必要な訓練などを行います。

リハビリを主体とした機能訓練の対象者は介護保険サービスの対象となることが多く、利用実績はありませんでした。今後、障害の重度化に伴い、利用者が発生することを見込んで、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
利用日数 (日 / 月)	見込量	20	20	20	20	20	20
	実績	0	0	0			

※令和5年度実績は見込

⑤ 自立訓練（生活訓練）

食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行います。

新型コロナウイルス感染症等の影響により一時的に実績は減少したものの、令和4年度は回復し利用者数・日数ともに見込量を上回っています。

令和6年度以降はサービス供給量の増加が見込まれることから、今後も増加傾向が続くものとして、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	10	10	10	12	13	13
	実績	9	13	14			
利用日数 (日 / 月)	見込量	170	170	170	252	273	273
	実績	162	223	240			

※令和5年度実績は見込

⑥ 宿泊型自立訓練

一定の期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

宿泊型の事業所に限られるため、今後も同水準の利用が続くものとして、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	12	12	12	12	12	12
	実績	9	11	12			

※令和5年度実績は見込

⑦ 就労選択支援

就労先、働き方について、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるように就労アセスメントを活用し、関係機関との橋渡しを行います。

令和7年度より実施される見込みで、導入初年度は準備期間として見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	-	-	-	-	6	12
	実績	-	-	-			

※令和7年度より実施見込み

⑧ 就労移行支援

一般就労を希望し、企業などへの雇用または在宅就労が見込まれる障害者に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。

サービス提供事業所の廃止等により見込量を下回る結果となりました。

担い手不足等による事業所の規模縮小が見込まれますが、今後も民間事業所等の参入促進を図り、サービスの確保に努めます。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	16	16	16	9	9	9
	実績	9	9	10			
利用日数 (日 / 月)	見込量	304	304	304	190	190	190
	実績	169	180	171			

※令和5年度実績は見込

⑨ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行います。

サービス提供事業所の廃止に伴い、サービスの供給が停止となりました。今後も民間事業所等の参入促進を図り、サービスの確保に努めます。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	6	7	8	1	1	1
	実績	8	4	4			

※令和5年度実績は見込

⑩ 就労継続支援 A 型（雇用型）

一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

サービス提供事業所が限定されるため、利用者数は横ばい、利用日数は見込量を下回る状況となっています。今後も実績をベースに見込量を設定し、民間事業所等の参入促進を図り、サービスの確保に努めます。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	8	8	8	6	6	6
	実績	7	8	8			
利用日数 (日 / 月)	見込量	144	144	144	130	130	130
	実績	139	129	144			

※令和5年度実績は見込

⑪ 就労継続支援 B 型（非雇用型）

雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

利用者数及び利用日数ともに見込量を上回り、増加傾向にあります。今後増加傾向が続くと見込まれることから、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	210	220	225	260	270	280
	実績	239	241	244			
利用日数 (日 / 月)	見込量	3,780	3,960	4,050	4,782	4,966	5,150
	実績	3,657	4,014	4,050			

※令和5年度実績は見込

(3) 居住系サービス

地域生活に移行するための重要な基盤である共同生活援助事業所は少しずつ増えていますが、入所希望者のニーズや障害特性への対応が難しいケースがあることから、ニーズを充足する事業所の開設や事業の拡充を目指します。

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助・入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

見込量を下回る利用実績となっていますが、入所相談は増加傾向にあり、利用を求める声が多くあります。今後も同様の傾向が続くと予測されること、かつ新規施設の開設を見込み、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	123	124	125	130	130	130
	実績	121	122	125			

※令和5年度実績は見込

② 施設入所支援

施設入所者に、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

利用は減少傾向にあり、実績は見込量を下回る状況となっています。見込量は、第6期計画における入所者数の目標を踏まえ設定し、地域生活支援拠点等の整備・充実をはじめとする地域でくらす環境の構築や、日常生活における支援の充実により、地域移行の促進を図ります。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	226	225	224	210	205	200
	実績	222	211	215			

※令和5年度実績は見込

(4) 相談支援事業

障害者等のニーズにあった適切な「サービス等利用計画」の作成を促進するため、人材の確保も含め、特定相談支援事業所との連携に努めます。

① 計画相談支援

障害福祉サービスなど、利用者の心身の状況や環境などを踏まえ、利用するサービス内容などを定めたサービス等利用計画の作成を行います。

利用ニーズが高く、今後も増加が見込まれることから、実績をベースに、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間 実利用者数	見込量	700	705	710	710	720	730
	実績	735	710	710			
延利用者数 (人 / 年)	見込量	1,715	1,727	1,739	1,900	1,950	2,000
	実績	2,033	1,912	1,739			

※令和5年度実績は見込

② 地域移行支援

施設や精神科病院などに入所、入院している人に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

令和3年度以降、利用実績がない状況が続いています。今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0			
延利用者数 (人 / 年)	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	0	0	0			

※令和5年度実績は見込

③ 地域定着支援

居宅において、単身で生活する人などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時などの相談に対応します。

利用実績は見込量を下回り、大きな変動はない状況となっています。今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	10	10	10	5	5	5
	実績	10	8	1			
延利用者数 (人 / 年)	見込量	9	9	9	5	5	5
	実績	10	8	5			

※令和5年度実績は見込

2 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。地域の実情を踏まえ、障害者等の自立と社会参加を促進するため、必須事業及び任意事業の拡充を図ります。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

市民に対し障害の特性について理解を深めるためのセミナーや啓発活動等を行います。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が見込量を下回る結果となりました。障害のある人への理解促進を図るため、達成に向けた周知・普及活動に取り組んでいきます。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解・啓発セミナー受講者数 【障がい者サポーター養成講座】 (人/年)	見込量	100	100	100	100	100	100
	実績	56	38	80			

② 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用の支援や申立てを行う親族がない場合に市長が申し立てることにより、障害者等の権利擁護を図ります。また、申立て費用や後見人などの報酬を負担することが困難な障害者等に対し、費用を助成します。

今後、成年後見制度法人後見支援事業を実施し、地域の受任者不足を解消し、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう支援します。

利用実績のない状況が続いていましたが、令和3年度より成年後見支援センターが運営を開始し、相談件数も増加傾向にあることから同様の見込量を設定します。

		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用促進事業利用者数 (人 / 年)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0			

※令和5年度実績は見込

③ 意思疎通支援事業

聴覚障害などにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために手話通訳者などの派遣による支援を行います。

手話通訳者派遣事業は、利用見込量をやや下回りましたが、利用ニーズも高く今後も増加が見込まれることから、実績をベースに見込量を設定します。

要約筆記者派遣事業は、実績がない状態が続いていますが、第6期計画をベースに見込量を設定します。

手話通訳者派遣事業		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数 (人 / 年)	見込量	60	70	80	70	70	70
	実績	58	63	68			
登録手話通訳者派遣者数 (人 / 年)	見込量	4	4	4	8	8	8
	実績	4	7	8			
設置手話通訳者派遣者数 (人 / 年)	見込量	-	-	-	2	2	2
	実績	1	1	2			

※令和5年度実績は見込

要約筆記者派遣事業		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数 (件 / 年)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0			

※令和5年度実績は見込

④ 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに、日常生活を円滑に送ることができるように、自立生活支援用具などを支給します。

年度により増減はありますが、第6期の実績をベースに見込量を設定します。

日常生活用具給付等事業 利用件数 (件 / 年)		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	見込量	4	4	4	4	4	4
	実績	3	1	3			
自立生活支援用具	見込量	4	4	4	4	4	4
	実績	6	4	5			
在宅療養等支援用具	見込量	6	6	6	5	5	5
	実績	3	1	4			
情報・意思疎通支援用具	見込量	7	7	7	5	5	5
	実績	6	5	5			
排泄管理支援用具 ^{注)}	見込量	1,886	1,886	1,886	1,800	1,800	1,800
	実績	1,821	1,758	1,743			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	6	0	6			

※令和5年度実績は見込

注) 排泄管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1カ月分の給付を1件とし年間の累計を計上しています。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流促進のため、手話技術に係る講習や講義などを実施し、手話奉仕員を養成します。

受講者数が見込量を下回り、減少傾向にあります。手話の担い手育成に向けて見込量を設定し、その実現に向けた周知・普及啓発の充実などに取り組んでいきます。

手話奉仕員養成講座		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数 (人 / 年)	見込量	25	25	25	20	20	20
	実績	14	6	13			

※令和5年度実績は見込

注)【入門課程】【基礎課程】どちらも受講後、養成講座修了者となります。

⑥ 移動支援事業

地域生活への移行を推進するため、屋外での移動が困難な人などに、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

移動支援事業		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数 (人 / 月)	見込量	10	12	14	5	5	5
	実績	6	5	5			
利用時間 (時間 / 月)	見込量	50	60	70	20	20	20
	実績	17	11	16			

※令和5年度実績は見込

⑦ 地域活動支援センター事業

在宅の障害者が、通所による創作活動や生活訓練ができるよう事業を行っていきます。また、機能訓練や社会適応訓練なども実施できる強化事業として、地域活動支援センターを市総合福祉センター内に設置しています。

地域活動支援センター事業		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	見込	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4			
実利用者数 (人 / 月)	見込	100	100	100	100	100	100
	実績	39	111	100			

※令和5年度実績は見込

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

一時的に見守りなどの支援が必要な障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労環境の支援等や介護の負担軽減を行います。

利用ニーズは高く、今後も増加傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

日中一時支援事業		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数 (人 / 月)	見込量	5	5	5	7	8	9
	実績	3	4	5			
利用回数 (回 / 月)	見込量	20	20	20	40	45	50
	実績	14	18	34			

※令和5年度実績は見込

② 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な障害者に、訪問による居宅での入浴サービスを実施します。

利用実績は、施設入所等により減少傾向となっています。今後も同様の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

訪問入浴サービス事業		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人 / 月)	見込量	4	4	4	2	2	2
	実績	4	4	2			
延利用回数 (回 / 月)	見込量	40	40	40	20	20	20
	実績	28	25	16			

※令和5年度実績は見込

③ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動などを行い、障害者の社会参加の促進を図ります。
 スポーツ・レクリエーション教室開催、自動車運転免許取得・改造費助成事業
 などを実施します。

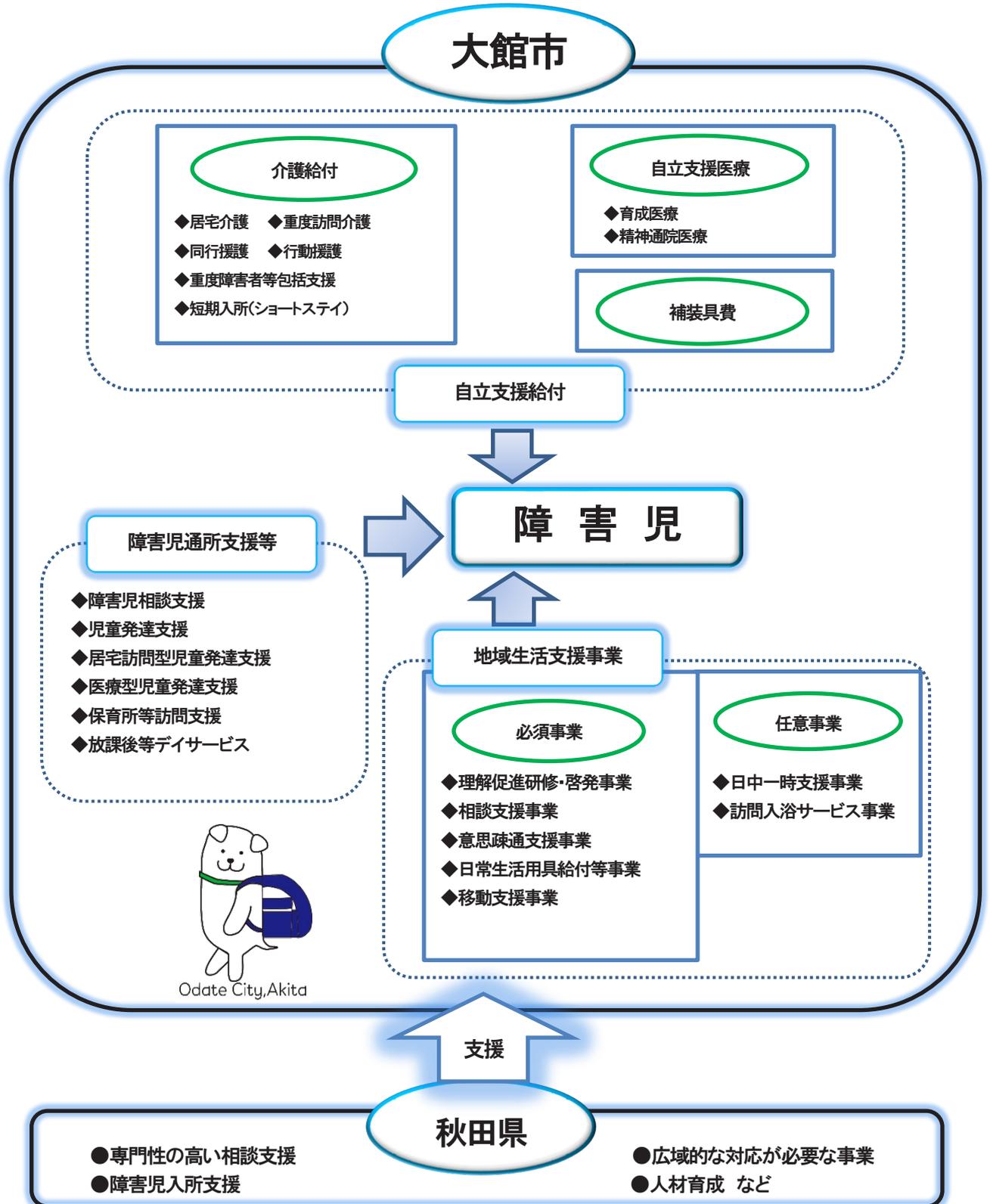
社会参加促進事業 利用件数		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催事業	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
点字広報発行事業 ※年6回発行	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
声の広報発行事業 ※広報 年12回発行 議会だより 年4回発行	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
自動車運転免許取得助成事業 (件 / 年)	見込	6	6	6	3	3	3
	実績	3	1	1			
自動車改造助成事業 (件 / 年)	見込	2	2	2	3	3	3
	実績	3	1	2			

※令和5年度実績は見込

第6章 障害児福祉サービス等の必要量の見込み

◆ 障害児を支援するサービスのしくみ

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスは、障害児通所支援等と自立支援給付及び地域生活支援事業で構成されています。



1 児童福祉法に基づくサービス

これまでの各サービスの利用実績のほか、地域における障害児の状況や保護者のニーズ、社会資源の状況などを勘案した、令和6年度から令和8年度までの障害児通所支援等の必要量の見込みは次のとおりです。

(1) 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他、必要な支援を行います。

制度の充実に伴い、利用実績は微増していますが、保育園等、教育、福祉関係機関で連携して取り組み、就学を見据えた発達支援の提供を行うとともに、障害児通所支援等事業に限らない支援体制の整備を進めていく必要があります。

利用ニーズは高いものの、他支援体制の整備を進めながら、実績をベースに見込量を設定します。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込	44	46	48	50	52	55
	実績	45	48	50			
利用日数 (日 / 月)	見込	220	230	240	227	236	250
	実績	224	222	247			
1人あたりの 利用日数 (日 / 月)	見込	5	5	5	5	5	5
	実績	5	5	5			

※令和5年度実績は見込

(2) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、障害児のインクルージョンの推進が目的とされています。児童指導員や保育士が、保育所等の集団生活を営む施設を定期的に訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、対象となる障害児の特性に応じて集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

見込量を上回り利用実績も増加しています。今後も同様に利用ニーズの高まりが見込まれることから、実績をベースに見込量を設定し、児童発達支援センターを中心としながら、児童発達支援等事業所と協働し支援体制の充実を目指します。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込	8	10	10	23	25	27
	実績	5	11	28			
利用日数 (日 / 月)	見込	10	10	10	23	25	27
	実績	1	11	28			

※令和5年度実績は見込

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、子どもの最善の利益を保障することを目的に、*就学年齢の障害児に対し、放課後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他の必要な支援を行い、放課後等の居場所を提供します。

利用者数は見込量を上回る状況が続きましたが、就学年齢児童の人口減の実態を踏まえ、実績をベースに、見込量を設定します。

全国的な課題として単なる預かりとならないよう、子どもの発達と年齢等に応じた適切な発達支援が提供されるよう、教育・福祉関係機関で連携し支援する体制の整備を進めていく必要があります。

*18歳に達した後、児童の福祉において必要な場合は、20歳に達するまで利用可能です。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込	100	102	104	123	128	133
	実績	104	110	120			
利用日数 (日 / 月)	見込	1,400	1,428	1,456	1,529	1,591	1,654
	実績	1,388	1,351	1,456			
1人あたりの 利用日数 (日 / 月)	見込	14	14	14	14	14	14
	実績	13	12	12			

※令和5年度実績は見込

(4) 障害児相談支援

児童の保護者等から依頼を受けて障害児通所支援等事業所との連絡調整などを行い、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービスなどのモニタリングを行い、「サービス等利用計画」の見直しもを行います。

利用実績は、見込量をやや上回る状況にあるとともに微増傾向にあります。そのため、今後も同様の傾向が続くことが見込まれることから、実績をベースに見込量を設定します。

相談支援事業所連絡会議などで情報共有を図るとともに、児童発達支援センターを中心として、児童の在籍する保育園等、学校、障害児通所支援等事業所が情報共有を図る場を設定し、適切なサービス利用の提供と切れ目のない支援体制の構築を目指します。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実利用人数 (件 / 年)	見込	144	148	152	145	150	155
	実績	156	164	190			
延利用者数 (件 / 年)	見込	432	444	446	435	450	465
	実績	460	412	647			

※令和5年度実績は見込

2 障害者総合支援法に基づくサービス

これまでの利用実績のほか、地域において障害児の受入れが可能な社会資源の状況や保護者のニーズを勘案した、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の必要量の見込みは次のとおりです。

(1) 自立支援給付

① 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

令和4年度以降、重度の障害のある児童や医療的ケア児からのニーズがあり、利用実績がありました。今後も、医療的ケア児等の支援体制の充実が必要なことから、実績をベースに見込量を設定します。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	2	1			
利用時間 (時間 / 月)	見込量	50	50	50	50	50	50
	実績	0	4	50			

※令和5年度実績は見込

② 短期入所

保護者等が病気の場合などの際に、短期間（夜間含む）、障害者支援施設などの施設において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年度、4年度の利用日数は見込量を下回りましたが、利用ニーズはあることから、これまでの実績をベースに見込量を設定します。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	3	4	3			
利用時間 (日 / 月)	見込量	9	9	9	9	9	9
	実績	1	1	9			

※令和5年度実績は見込

(2) 地域生活支援事業

ア 必須事業

① 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある児童が、日常生活を円滑に送ることができるよう、自立生活支援用具などを支給します。

年度により増減はありますが、今後も同様の傾向が続くと予測し、これまでの実績をベースに見込量を設定します。

日常生活用具給付等事業 利用件数 (件 / 年)		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			
自立生活支援用具	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			
在宅療養等支援用具	見込量	0	0	0	1	1	1
	実績	1	0	0			
情報・意思疎通支援用具	見込量	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	0			
排泄管理支援用具	見込量	110	110	110	110	110	110
	実績	94	85	110			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	1			

※令和5年度実績は見込

注) 排泄管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1カ月分の給付を1件とし年間の累計を計上しています。

イ 任意事業

① 日中一時支援事業

一時的に見守りなどの支援が必要な障害児を対象に、休日等に日中の活動の場を確保し、家族の就労環境の支援等や介護の負担軽減を行います。

利用ニーズは高く今後も同様の傾向が続くと予測されることから、見込量を設定します。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人 / 月)	見込量	20	20	20	20	20	20
	実績	23	24	24			
利用回数 (回 / 月)	見込量	120	120	120	170	170	170
	実績	170	168	170			

※令和5年度実績は見込

② 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な障害児を対象に、訪問による居宅での入浴サービスを実施します。令和4年度以降、医療的ケア児からのニーズがあり、利用実績がありました。今後も、医療的ケア児等の支援体制の充実が必要なことから、実績をベースに見込量を設定します。

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人 / 月)	見込量	-	-	-	2	2	2
	実績	0	1	2			
延利用回数 (回 / 月)	見込量	-	-	-	7	7	7
	実績	0	6	7			

※令和5年度実績は見込

3 障害児の健やかな育成

障害児やその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、専門的な支援を早期から実施及び継続することが必要です。

巡回支援専門員は、保育園並びにこども園等を訪問することによって、障害児に携わる支援者のサポートを行うことができるため、福祉・医療・保健・教育などの関係機関を繋ぐ重要な役割を担っていることから、支援体制の強化を図ります。

就学前児童においては、子ども課、保健センター、基幹相談支援センター、児童発達支援センターによる連携により、障害児通所支援等事業所の充実、発達に係る相談体制の充実と早期発見・早期療育の実施に努めます。

就学児においては、加えて教育機関とも連携することにより、地域社会において、全ての児童がともに成長できるよう支援体制の強化に努めます。

さらに、利用できるサービスなどが限られる重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域で支援が受けられるよう児童発達支援センターと基幹相談支援センターが中心となり、保育園等や学校、児童通所支援等事業所、医療機関等と連携し、適切な支援が提供されるよう努めていきます。また医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に引き続き取り組みます。

障害児のライフステージに沿って児童発達支援センター、基幹相談支援センターが中心となり、切れ目の無い支援が提供されるよう、福祉・医療・保健・教育・就労などの関係機関の連携体制の構築を図ります。

(1) 専門的な支援

■ 障害児支援に関する相談件数見込

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター (延人数)	見込量	100	100	100	300	300	300
	実績	437	400	313			
巡回支援専門員によるもの (延相談支援件数)	見込量	500	500	500	1,400	1,400	1,400
	実績	1,457	1,436	1,400			
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	見込量	0	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1			

※令和5年度実績は見込

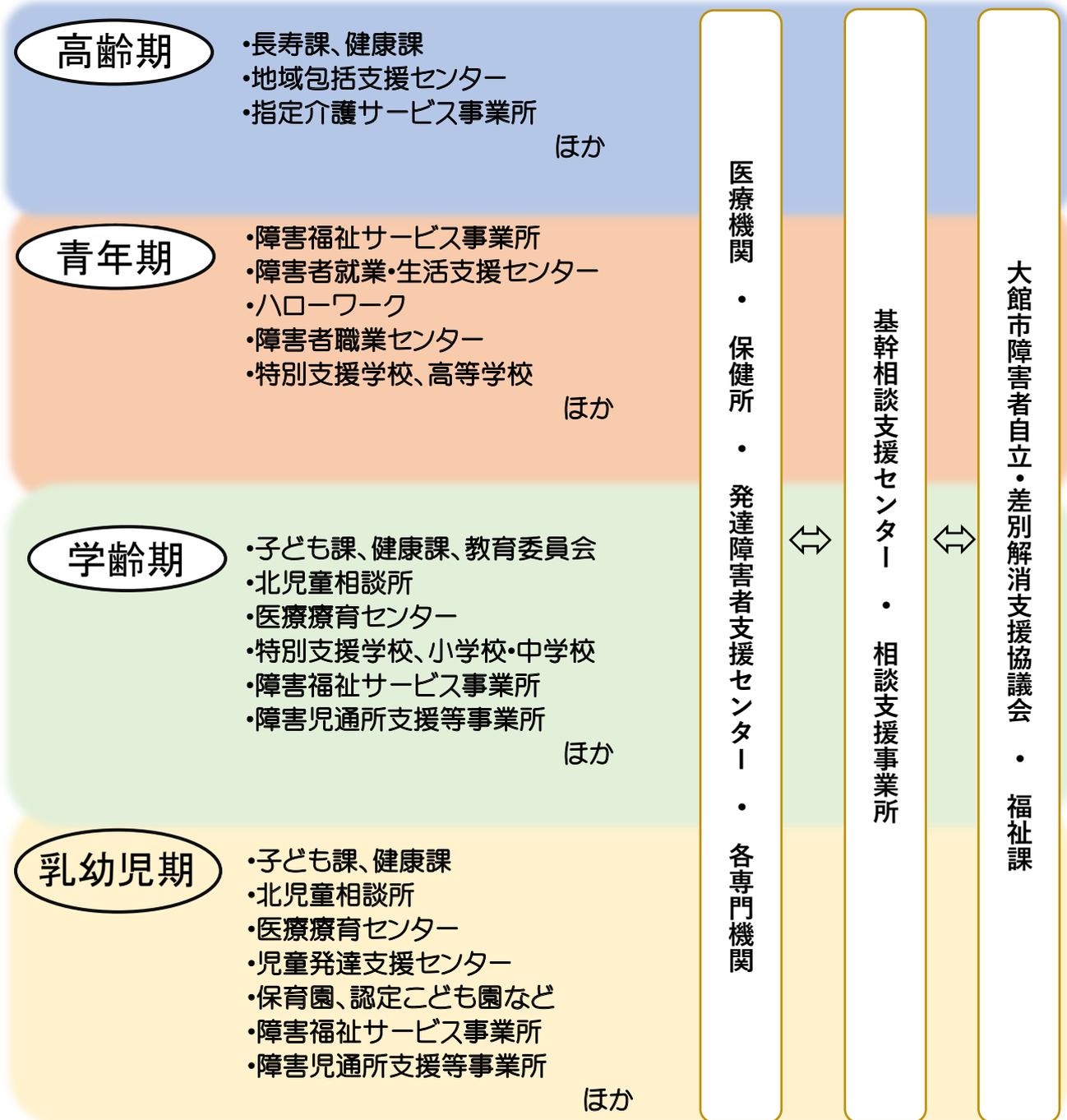
(2) 保育園等における障害児の受入れ人数

■ 障害児の受入れ人数

		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園	見込量	50	50	50	50	50	50
	実績	50	53	50			
認定こども園	見込量	4	4	4	3	3	3
	実績	2	2	3			
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等	見込量	20	20	20	14	14	14
	実績	13	10	14			

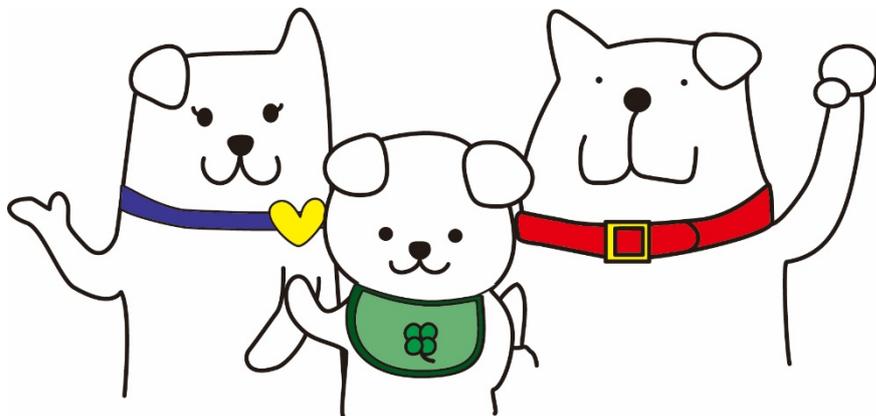
※令和5年度実績は見込

ライフステージに合わせた切れ目のない支援



障害のある人が安心して地域生活を送るために、乳幼児期から高齢期までの『切れ目のない支援』を継続していくことが重要です。保健、医療、教育、福祉、雇用などの関係機関が連携して、ライフステージに対応した支援体制の強化に努めます。

【資料】



Oodate City, Akita

障がいをお持ちのかた、障害福祉サービスを利用しているかたへの 生活実態に関する調査結果について

1. 調査の目的

障がいのあるかたや障害者手帳を所持しているかた、特定疾病等により医療的ケアを受けているかたについて、生活実態に関するアンケートを実施し、大館市における今後の支援制度や環境等の整備を検討するうえでの基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査の概要

(1) 調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを交付されているかた、大館市障害福祉サービスの支給決定を受けているかたを対象としました。

対象者	回答数	回答率
170人	71人	41.76%

※対象者内訳 身体障害者手帳 60人、療育手帳 30人
精神保健福祉手帳 40人、サービス支給決定者40人

(2) 調査方法 郵送

(3) 調査期間 令和5年6月30日から9月30日まで

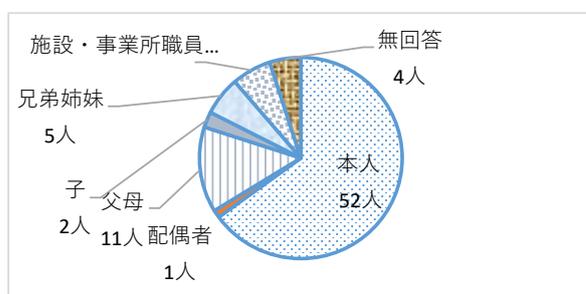
(4) 調査内容〈設問全42項目〉

- ①毎日の暮らしと生活しづらいことについて
- ②医療に関する状況について
- ③生活の状況について
- ④サービス利用と充実などについて
- ⑤今後の暮らしについて
- ⑥権利擁護・災害時の避難等について

3.調査結果

毎日の暮らしと生活しづらいことについて

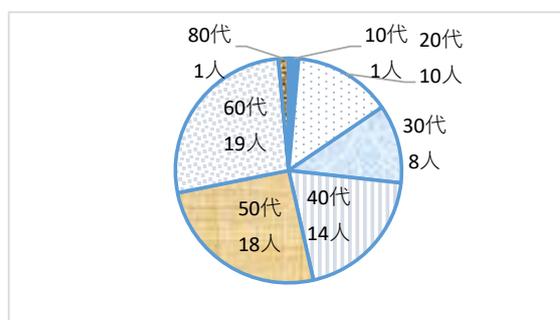
【問1】 このアンケートにお答えいただくかたはどなたですか。ご本人（障害のある、障害福祉サービスを利用している）からみた続柄であてはまるもの1つに○をつけてください。



※回答者71人。

障害者本人からの回答は52人、
65%でした。

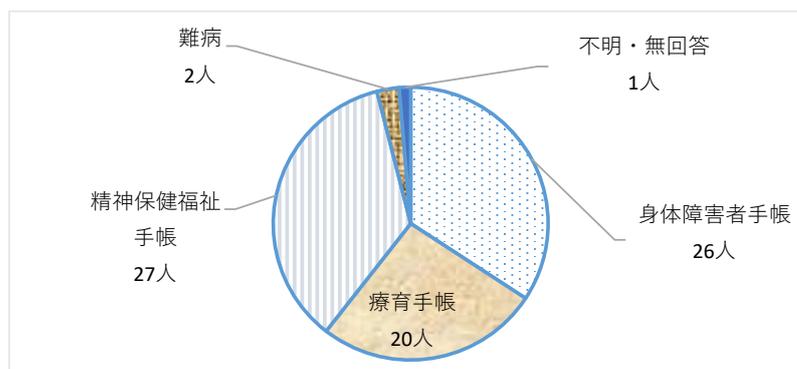
【問2】 ご本人の性別と年齢をご記入ください。



※性別による集計は削除

※20代から60代の回答が
80%を占めています。

【問3】 ご本人がお持ちの障害者手帳、医療受給者証等の種類をご記入ください。



※身体障害者手帳26人、療育手帳20人、精神保健福祉手帳27人、難病2人、無回答1人。

うち、複数の障害等を有するかたは5人（身体・療育3人、身体・精神1人、療育・難病1人）。

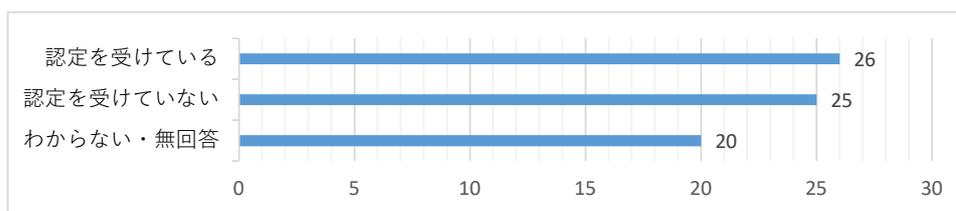
身体障害者手帳26人のうち、重度障害にあたる1級は、10人、2級は5人。

障害種別は、肢体不自由10人、腎臓機能障害4人、心臓機能障害3人、視覚障害2人、直腸機能障害1人、聴覚障害1人、欠損1人、呼吸機能障害1人、重複障害2人（視覚障害・心臓機能障害1人、視覚障害・肢体不自由1人）、無回答1人。

※療育手帳の所持者は20人。内訳は、A判定8人、B判定12人。

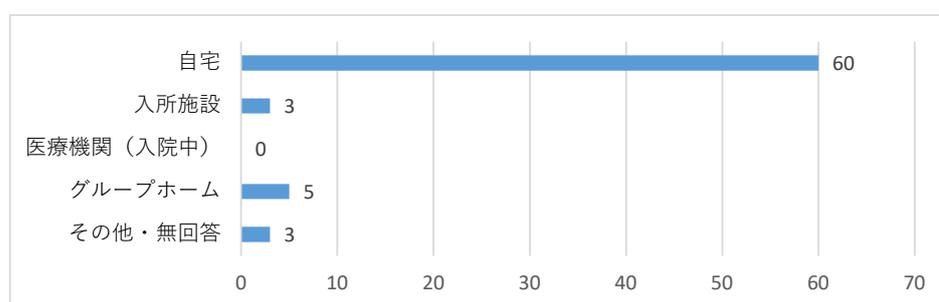
※精神保健福祉手帳の所持者は27人。1級1人、2級19人、3級6人、無回答1人。

【問4】 障害福祉サービスの利用のため、障害支援区分の認定を受けていますか。
あてはまるもの1つに○をつけてください。



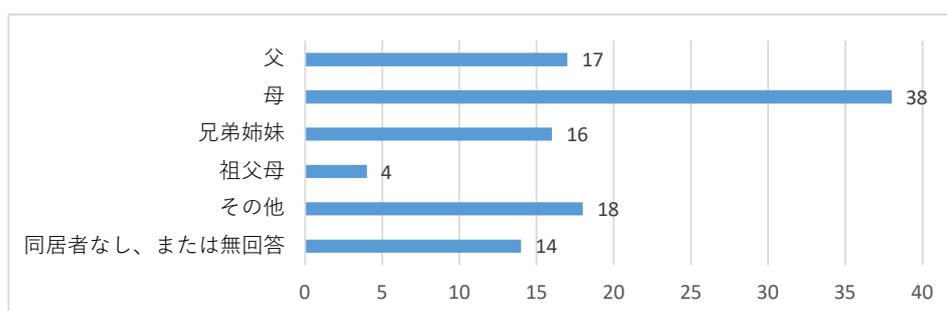
※障害支援区分の認定は26人が受けています。

【問5】 現在、ご本人が生活しているところについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。
自宅の場合は、お住まいの地域に○をつけてください。



※自宅で生活しているかたが60人にのびります。

【問6】 問3で「1. 自宅」と答えたかたにお聞きします。一緒にお住まいの家族について、
あてはまるものすべてに○を、また（ ）には人数をご記入ください。



※父母、兄弟姉妹とお住まいのかたが、多くを占めました。

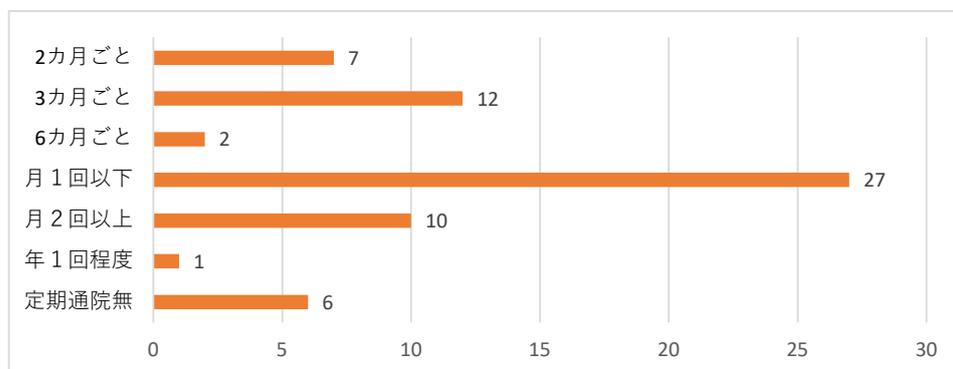
【問 7】 ご本人の状態であてはまるものすべてに○をつけてください。

姿勢	不要	つかまり立ち	立位・座位可	寝たきり	空白			計	排せつ	不要	一部	全介助					計
	63	6	1	1	0			71		65	4	2					71
移動	不要	歩行可	低い歩さ	座ったまま歩む	ほふく前進	寝返り	移動不可	計	入浴	不要	一部	全介助					計
	57	3	8	2	0	1	1	72		62	5	4					71
移動手段	不要	歩行器	パギー	車椅子				計	衣服着脱	不要	一部	全介助					計
	62	4	1	5				71		65	4	2					71
食事	不要	一部介助	全介助					計	意思表示	不要	片言	表情・目	身振り・手振り	ほとんどなし	支援機器使用		計
	66	4	1					71		67	1	2	0	1	0		71
食事形態	普通	きざみ	流動食	経管栄養				計	てんかん	なし	数年発作なし	年数回	月に数回	週に数回	毎日		計
	68	3	0	0				71		69	0	1	1				71

※回答のあったかたの多くは、介護が不要のかたでしたが、移動等に車いすや歩行器等の器具を使用しているかたや、食事や清潔面などに配慮を必要とするかたがいます。

医療に関する状況について

【問 8】 ご本人の通院状況についてご記入ください。



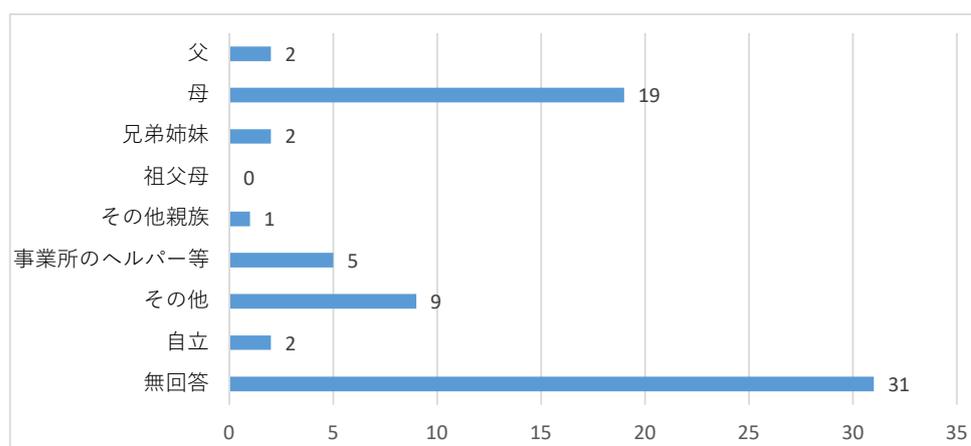
※通院先は、市内の医療機関を利用しているかたが多い傾向にあります。複数の医療機関や診療科を利用しているかた、市外の医療機関を利用しているかたがいます。

【問9】 ご本人が受けている医療的ケアであてはまるものすべてに○をつけてください。

医療的ケア	該当するものに○	医療的ケアの主な実施者		
		同居家族	医療機関・サームビス事業所職員	その他（ご本人との続柄を記入）
【記載例】たん吸引	○	父母	訪問看護師・ヘルパー	
【記載例】経管栄養	○	母		祖父母
人工呼吸器				
気管切開				
経鼻エアウェイ				
たん吸引				
ネブライザー				
中心静脈栄養法				
経管栄養				
経鼻栄養				
導尿補助	1		訪問看護師	
人口肛門	1			無回答
人工透析	3	夫、子	医療機関	無回答
酸素吸引	1			無回答
その他 ()	2 (ペースメーカー1)			無回答 2

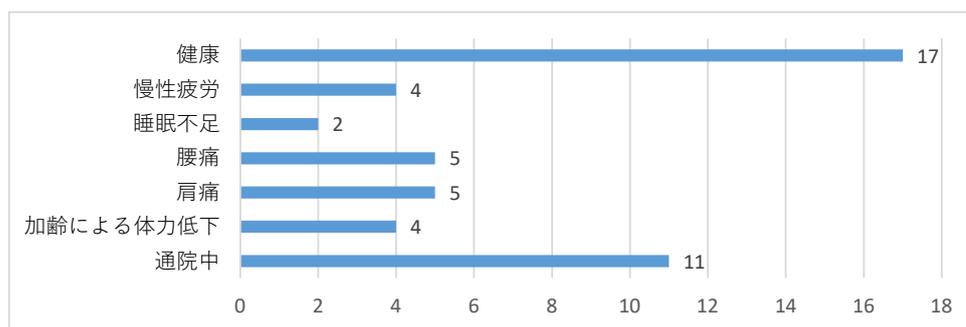
介護者の状況について

【問10】 どなたがご本人の介護、身の回りの世話を主にしますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



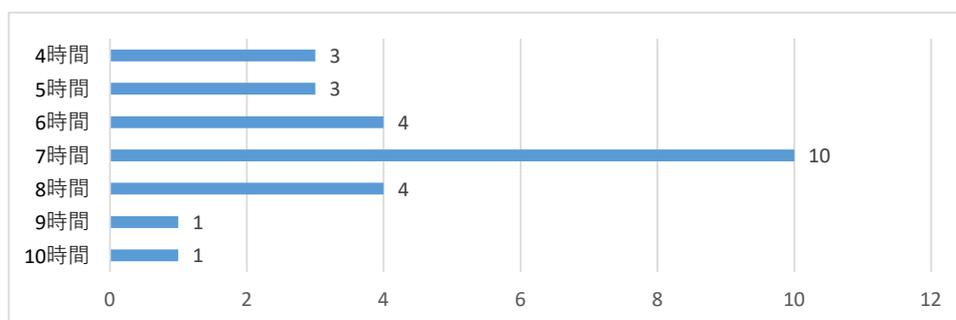
※主な介護者は、母、事業所のヘルパー等でした。

【問 1 1】問 1 0 で○をつけたかたの健康状況について、あてはまるものすべてに○をつけてください。



※ 17人は健康と回答がありましたが、一方で、通院中や身体的な不調があるかたも多くいます。

【問 1 2】問 1 0 に○をつけたかたの睡眠状況についてご記入ください。

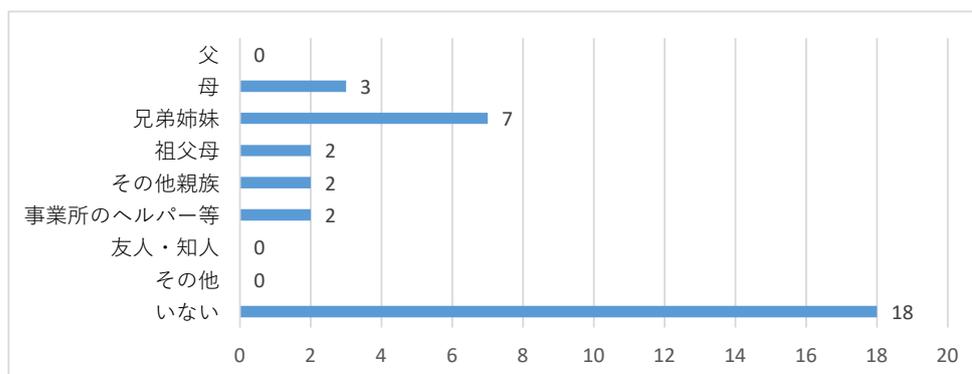


※4時間から8時間程度の睡眠時間のかたが多いようです。

介護のため、夜間に1回から2回程度起きているかたがいます。

【問 1 3】主に介護をするかたの他に、介護の協力を頼めるかたはいますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

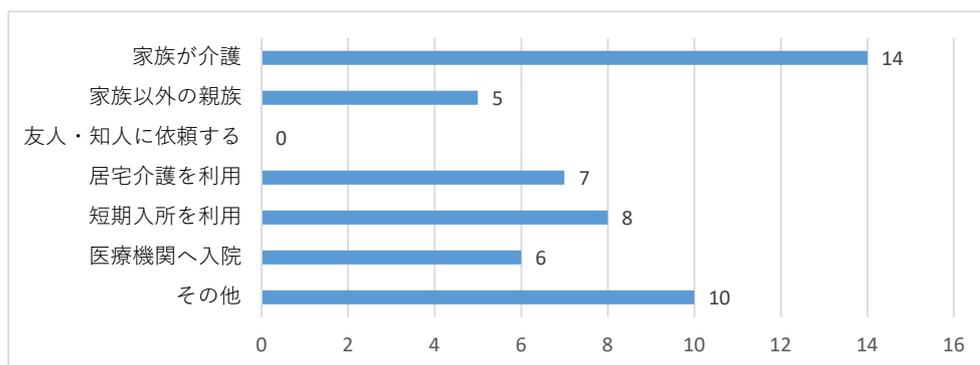


※介護の協力者として、兄弟姉妹を挙げる回答が7人いました。

その他では、事業所のヘルパーや親族に依頼するかたが見られました。

【問 1 4】主な介護者が病気等の時、ご本人の介護をどのようにしていますか。

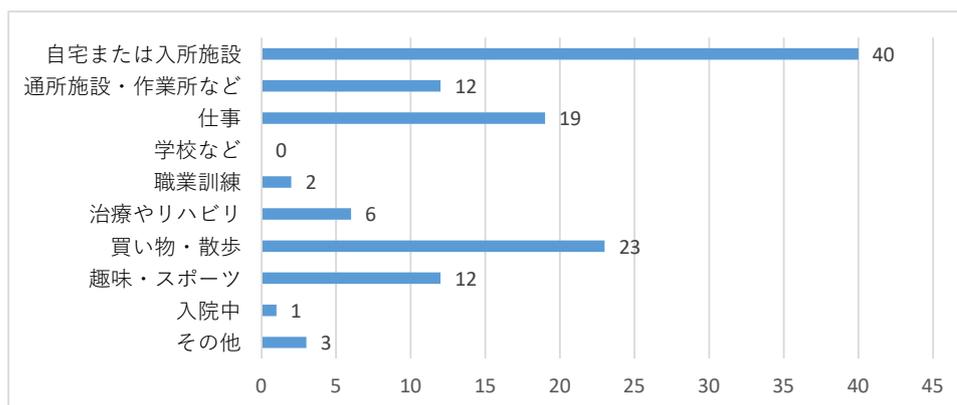
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※他の家族が介護を行うという回答が最も多く、それ以外では短期入所を利用する人が多いです。

生活の状況について

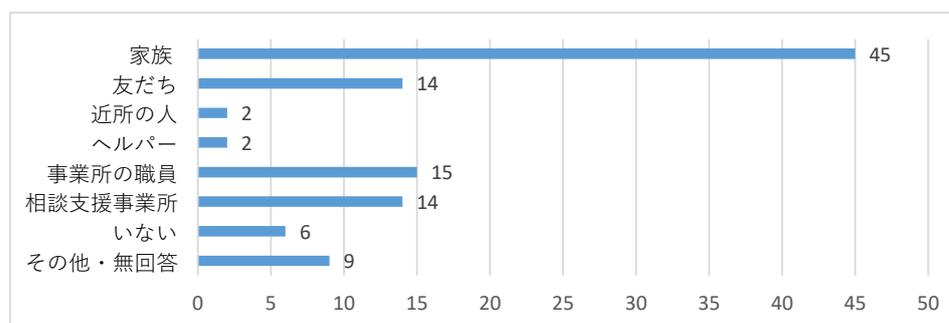
【問 1 5】毎日どのように過ごしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



※自宅や入所先で過ごしているかたが最も多く40人です。仕事や通所施設へ通っているかたや買い物や趣味・スポーツ等を楽しんでいるかたもいます。

【問 1 6】自身の考えや希望を気軽に相談できる、話せる相手はどなたですか。あてはまる

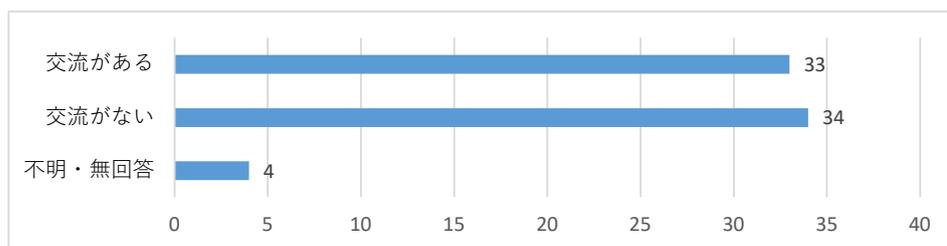
ものすべてに○をつけてください。



※主な相談相手は、家族・友達になっています。

他に、相談支援事業所や利用先の事業所の職員を挙げるかたが多いです。

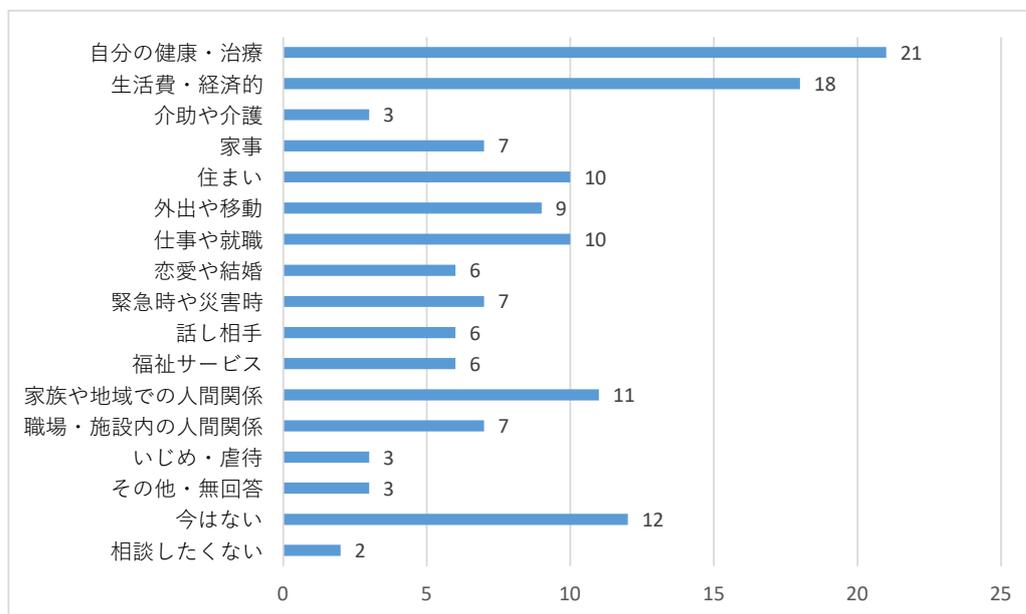
【問17】障害のある人との交流がありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



※障害のある人と交流があるかた、交流がないかたは、ほぼ同数でした。

【問18】悩みごとや心配ごとなど、相談したいことはありますか。

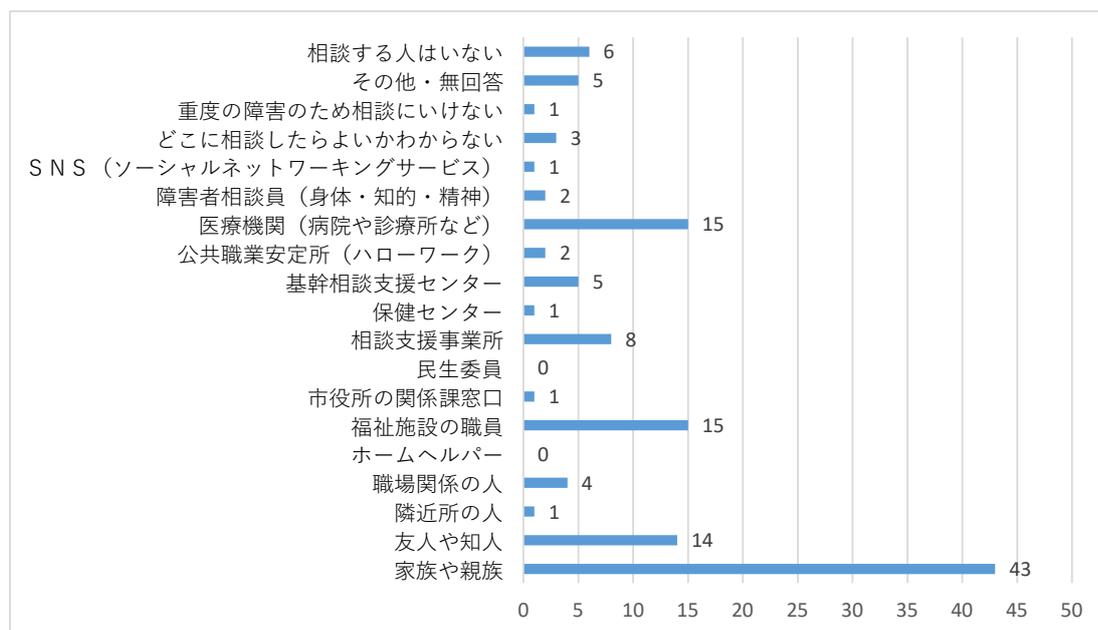
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※健康面、経済面の悩みをお持ちのかたが多いです。他に、広く生活にかかわる心配を感じるかたがいます。

【問 1 9】ふだんの悩みごとや心配ごとを相談するかたはどなたですか。

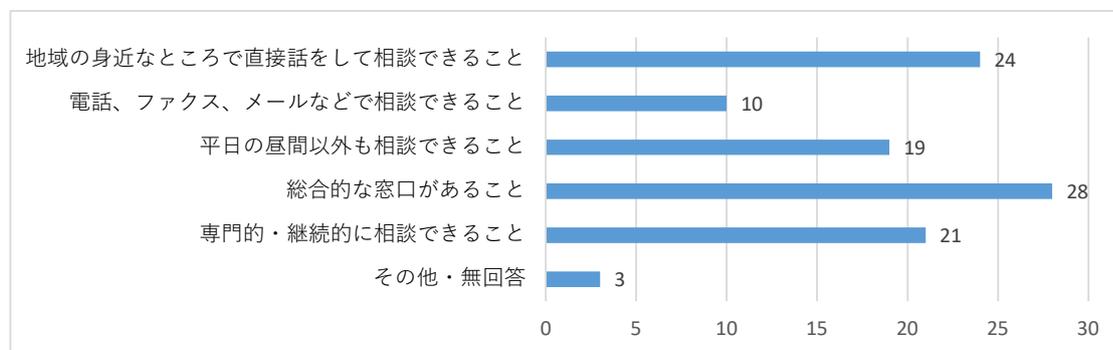
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※相談先は家族が多いです。次いで知人や通所先の職員が相談先になっています。

【問 2 0】福祉サービスについて相談しやすい環境づくりとして、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

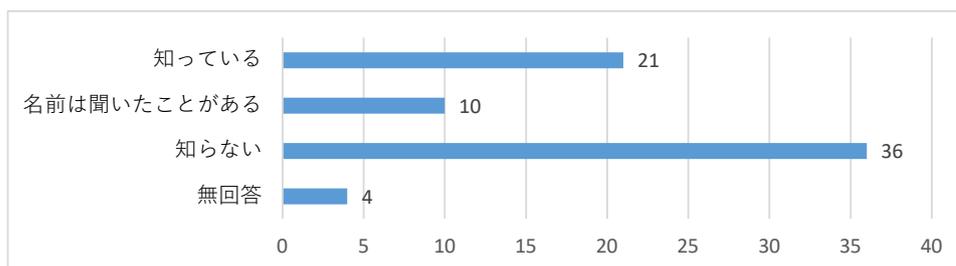
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※地域の身近な場所や祝日でも対応可能な総合窓口が望まれています。

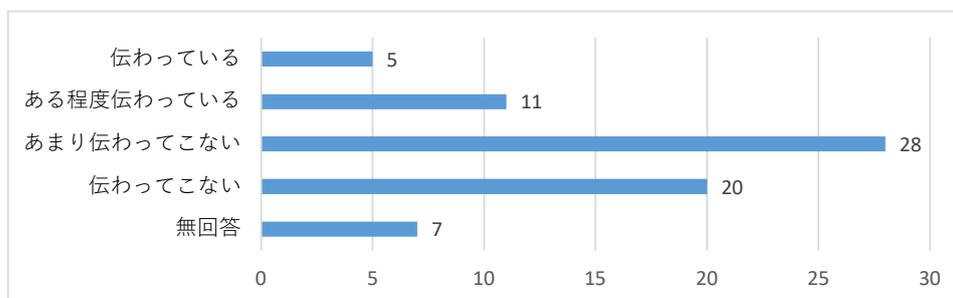
専門的、継続的に相談に応じる体制が望まれています。

【問 2 1】「大館市基幹相談支援センター」を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



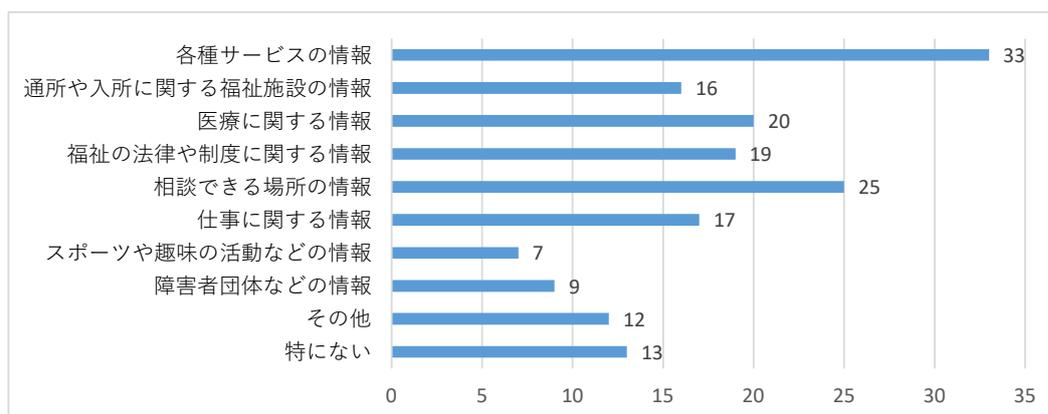
※基幹相談支援センターを知らないかたが、36人いて、回答者の50.7%にのぼります。

【問 2 2】福祉のサービス等に関する情報（広報紙、ホームページなど）は、伝わっていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



※伝わってこない、あまり伝わってこないと回答したかたが48人いて、67.6%にのぼります。

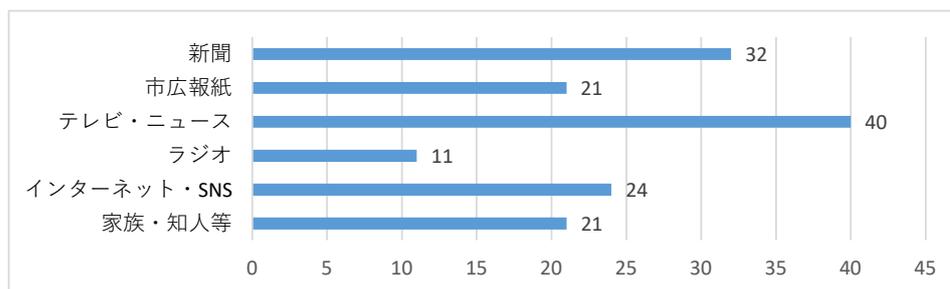
【問 2 3】どのような情報が必要ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



※各サービスや相談できる場の情報を求める声が多いです。

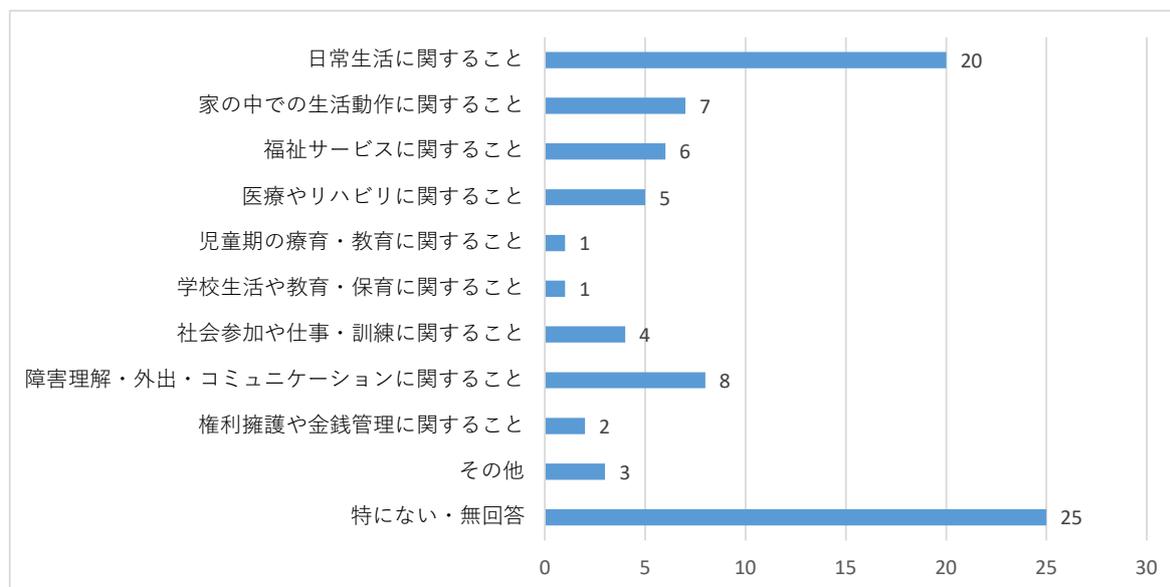
他に仕事や通所先施設の情報を求めるかたがいます。

【問24】どのようにして生活に必要な情報を集めていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



※テレビ、新聞、広報紙等を利用するかが主ですが、インターネットを利用するかたも多いです。

【問25】現在、日常生活を送るうえで障害による生活のしづらさを感じるのは、どのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。
またその内容を【 】に記入してください。

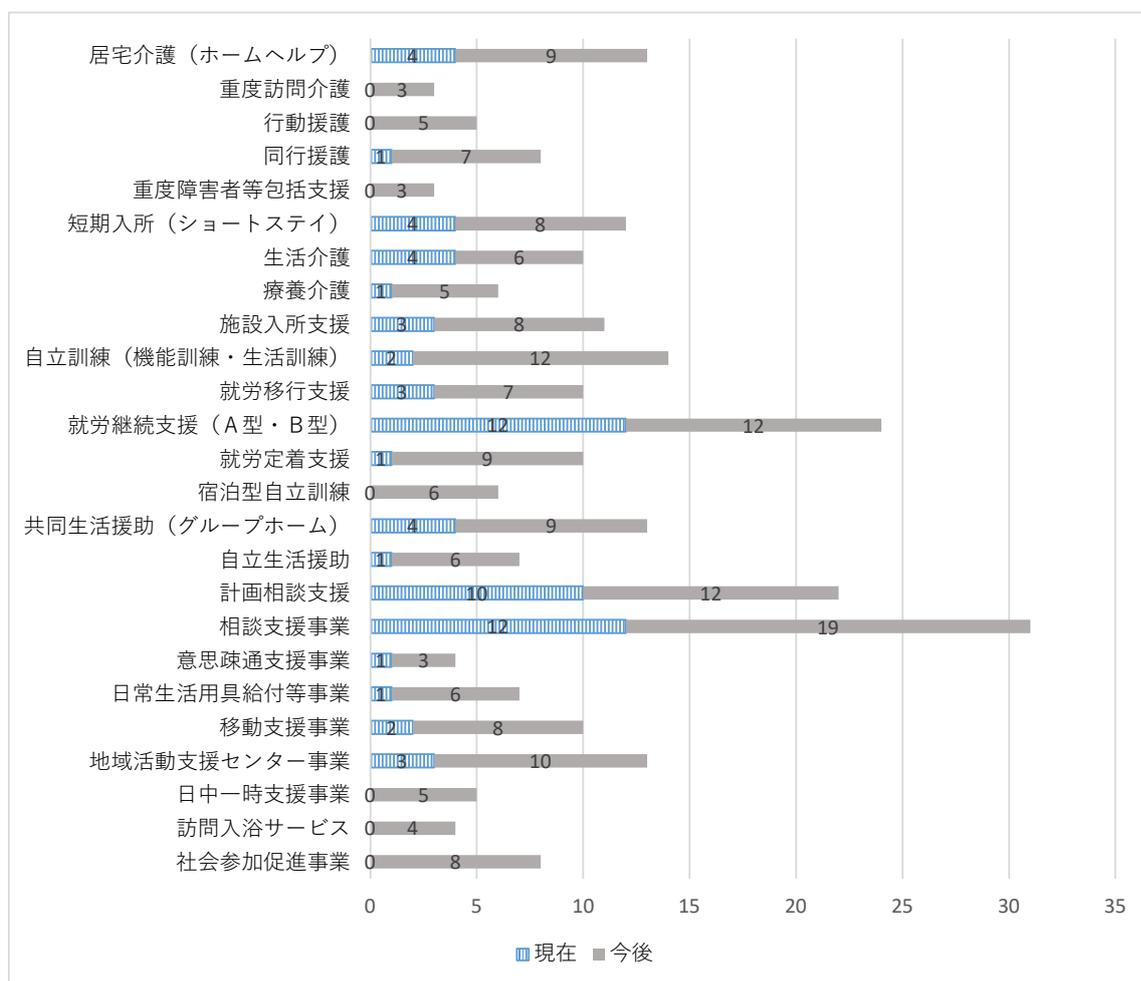


※日常生活に関することで生活のしづらさを感じているかたが20人います。

そのほか、福祉サービス、医療等に関すること、コミュニケーションに関することで生活のしづらさを感じているかたが多いです。

サービス利用と充実などについて

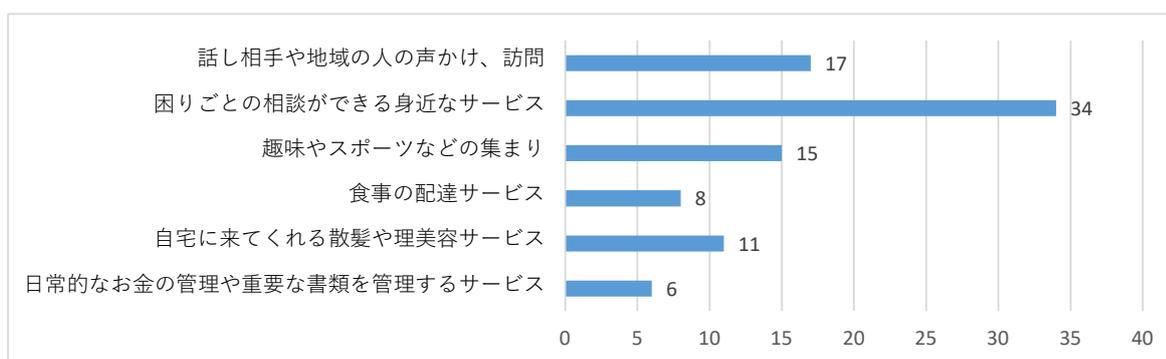
【問26】 次の(1)～(25)の障害福祉サービス、地域生活支援事業で、現在の利用状況と今後の利用意向について教えてください。(それぞれ1つに○をつけてください。)



※自立訓練、就労継続支援事業を今後利用したいかたが、それぞれ12人います。

【問27】 問26であげたサービス以外で、特にどのような支援が必要だと思いますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

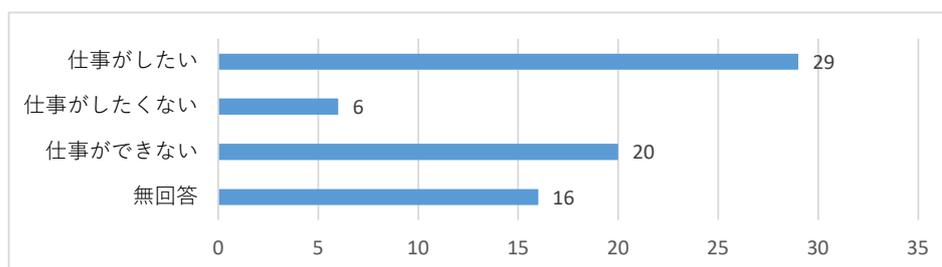


※不安や困りごとの身近な相談先を望むかたが多いです。

今後の暮らしについて

【問28】 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

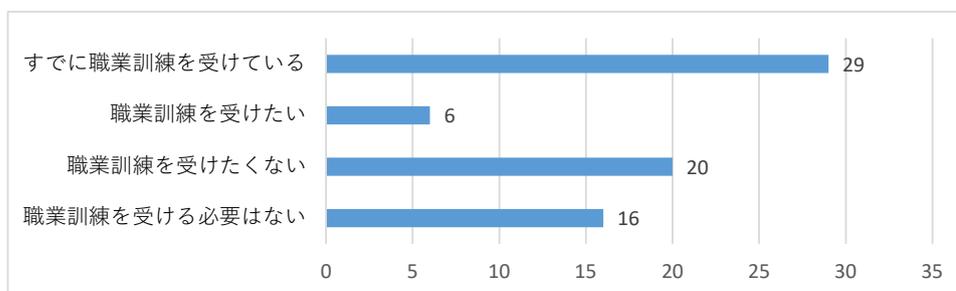
あてはまるもの1つに○をつけてください。



※仕事をしたいかたは、29人で障害種別に大きな差はありません。

【問29】 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

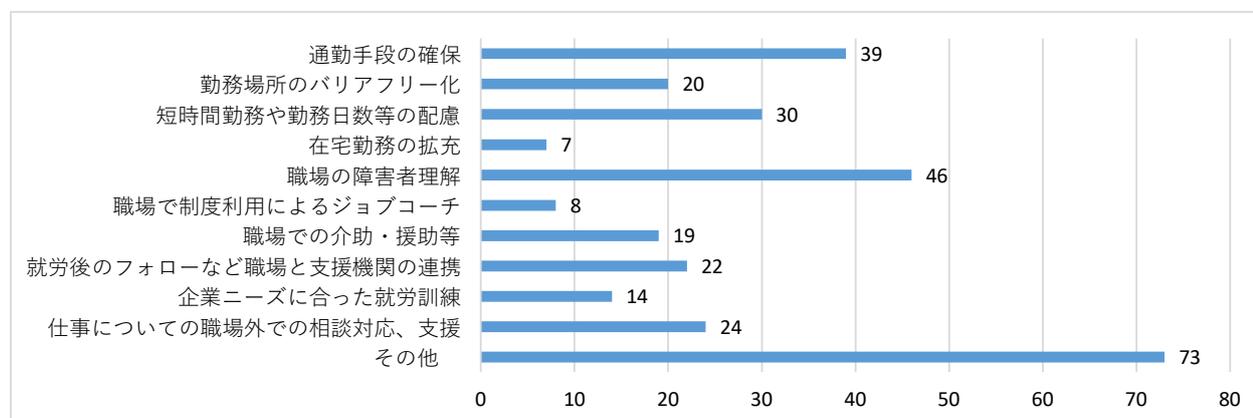
あてはまるもの1つに○をつけてください。



※職業訓練を受けたいと希望するかたがいる一方で、職業訓練が必要ないと考えているかたもいます。

【問30】 障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

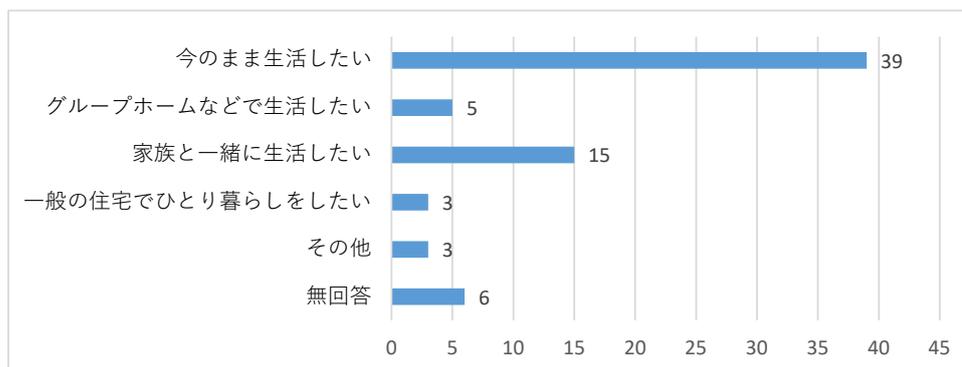
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※通勤手段の確保、職場の障害者理解が必要という回答が多くありました。

【問3 1】今後（現在も含めて）、どのように生活したいと思いますか。

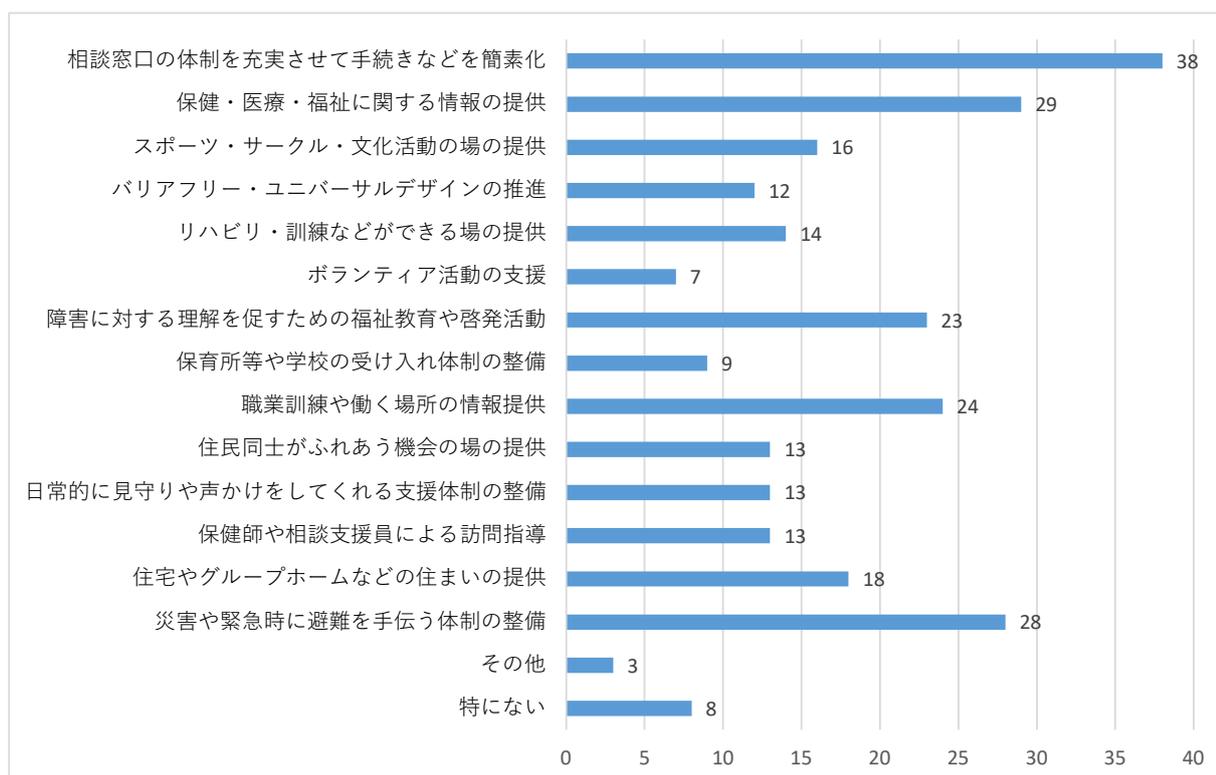
あてはまるもの1つに○をつけてください。



※今のままの生活を送りたいと希望するかが主です。

【問3 2】障害のある人が暮らしやすくなるために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

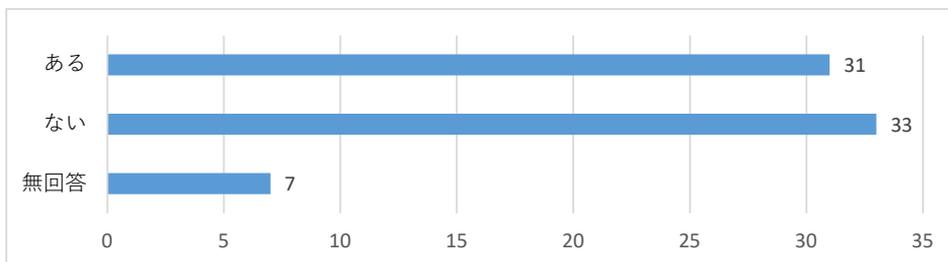


※相談先の充実と手続きの簡素化を望む声があります。

権利擁護・災害時の避難等について

【問33】 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

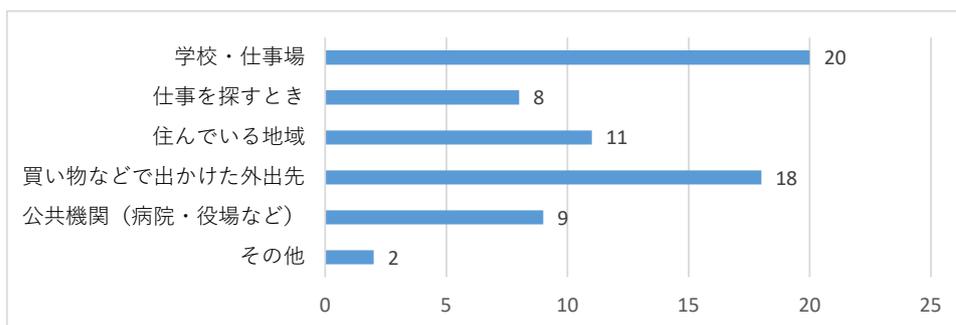
あてはまるもの一つに○をつけてください。



※ 31人が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しました。

【問34】 【あると回答したかた】 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

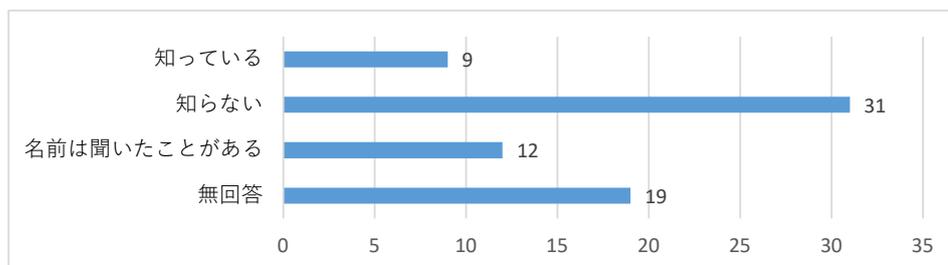
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※学校・仕事場、外出先で嫌な思いをしたかたが多いです。

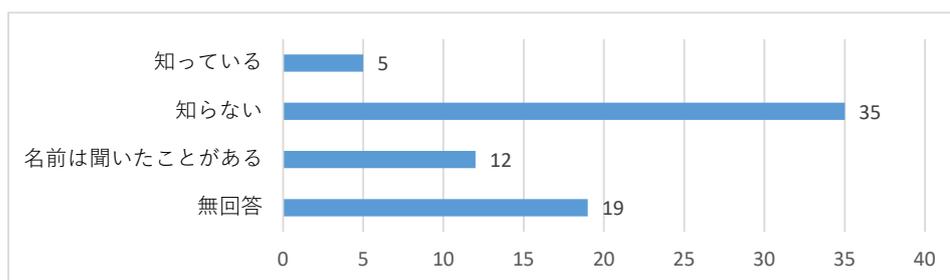
【問35】 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



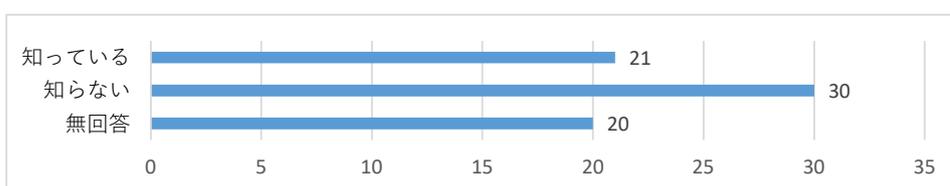
※ 31人が知らないと回答しました。

【問36】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



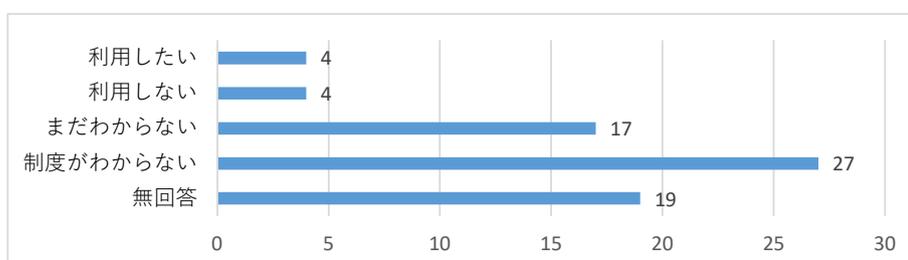
※35人が知らないと回答しました。

【問37】成年後見制度を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



※30人が知らないと回答しました。

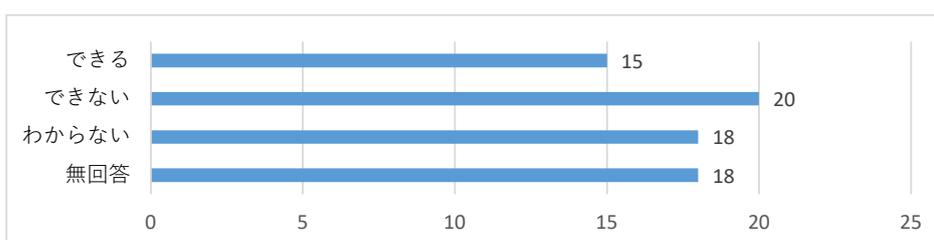
【問38】成年後見制度を利用したいと思いませんか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



※制度がわからないかたが27人います。4人が利用したいと希望しています。

【問39】火事や災害などのときにひとりで避難できると思いませんか。

あてはまるもの1つに○をつけてください。

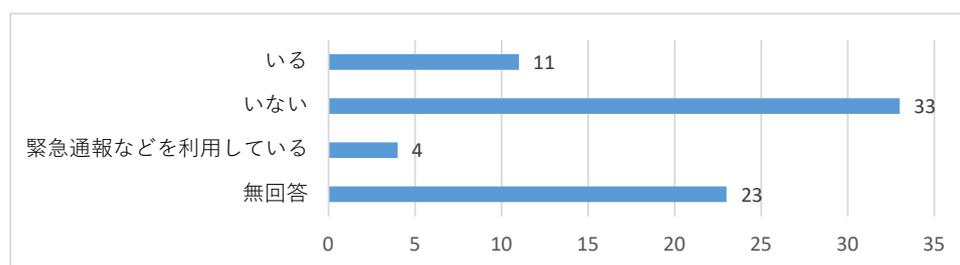


※できない、わからないと回答したかたが、あわせて38人います。

身体障害、知的障害のあるかたが多い傾向にあります。

【問40】 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。

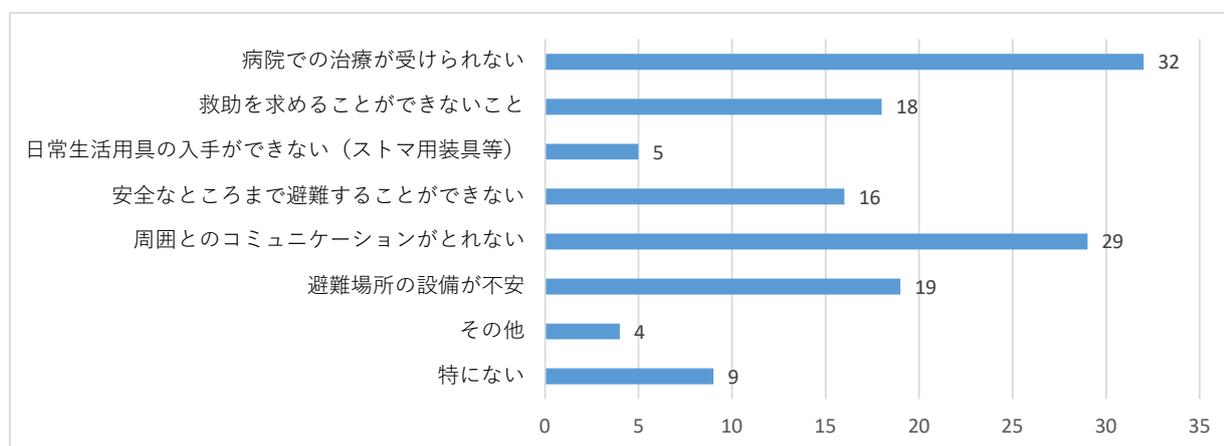
あてはまるもの1つに○をつけてください。



※33人が助けてくれる人がいないと回答しています。

【問41】 地震などの災害のときに困ることはなんでしょうか。

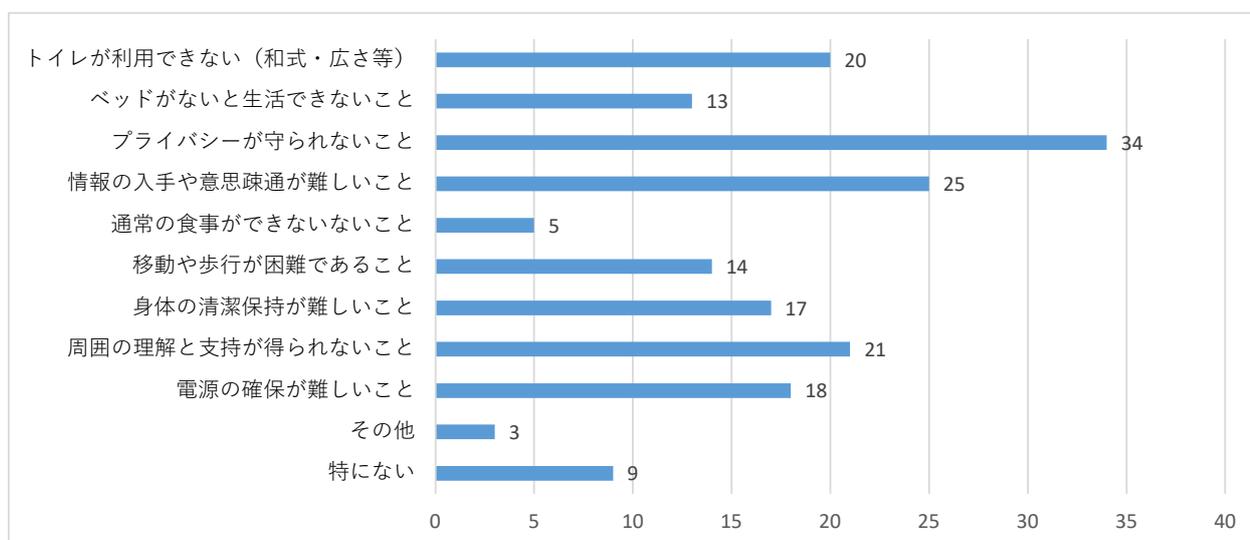
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※病院での治療が受けられないことが不安と回答する方が多いです。

【問 4 2】災害避難所での生活で困ることはなんだと思いますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。



※プライバシーが守られないことが困るという回答が最も多く、次いで、情報の入手や意思疎通が難しいこと、周囲の理解と支持が得られないことが困るという回答が続きました。

【その他 自由記述】

- ・お金がないため常にイライラしている。
- ・明朝体の細字では読むことが大変。提出書類が多い。
- ・マイナンバーカードを使用してほしい。
- ・市役所の申請書の用紙等をユニバーサルデザインにしてほしい。
- ・物価高により生活環境が以前と変わって厳しくなっている。
- ・生活保護はいろいろと批判する人が多いので、肩身がせまい。
- ・専門の人でも訪問に来る時は周りにもう少しきこえないように話すとか配慮してほしい。
- ・プライバシーが守られる、清潔感がある避難所でなければ避難したくない。
- ・性的少数者への支援。
- ・タクシー券を増やしてほしい。
- ・介護者が高齢のため、介護者が急変、緊急時に対応できないため心配。
- ・小中学生への教育、障害者理解を行ってほしい。

障がいをお持ちのお子さん、障害者手帳等をお持ちのお子さんの
生活実態に関する調査結果について

1. 調査の目的

障がいをお持ちのお子さんや障害者手帳を所持しているお子さん、小児慢性特定疾病等により医療的ケアを受けているお子さんについては、利用できる福祉サービスや医療機関、子育て支援制度等が限られてくることから、大館市における今後の支援やお子さんの将来的な生活の場や就労環境等の整備を検討する基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査の概要

(1) 調査対象者

大館市障害児通所給付費の支給決定を受けているお子さん、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを交付されているお子さんを対象としました。

対象者	回答数	回答率
193 人	91 人	47.1%

※対象者内訳 障害児通所給付費支給決定児童 150 人
障害者手帳のみ所持児童 43 人

(2) 調査方法 郵送

(2) 調査期間 令和5年6月30日から9月30日まで

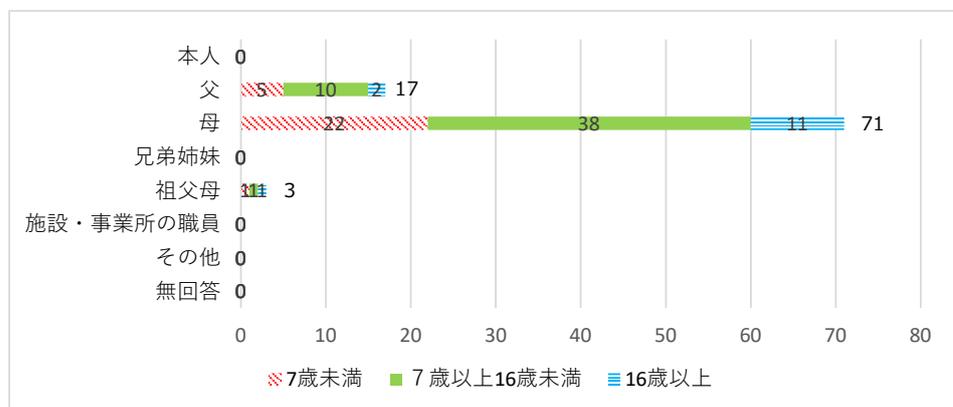
(4) 調査内容〈設問全 21 項目〉

- ①ご本人の状況について
- ②医療に関する状況について
- ③サービスの利用状況について

3. 調査結果

🌀 ご本人の状況

【問1】 このアンケートにお答えいただくかたはどなたですか。ご本人（障がいのあるお子さん、障害者手帳等をお持ちのお子さん）からみた続柄であてはまるもの1つに○をつけてください。



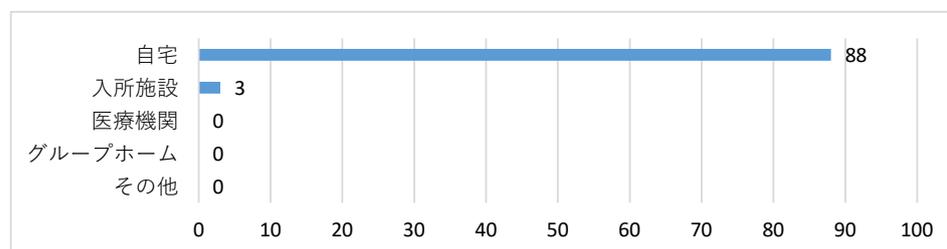
※回答者が母 71人、父17人、祖父母 3人でした。

【問2】 ご本人の性別と年齢をご記入ください。

※ご本人の年齢は、7歳未満28人（就学前相当）、7歳以上16歳未満49人（小～中学生相当）、16歳以上（高校生相当）14人です。

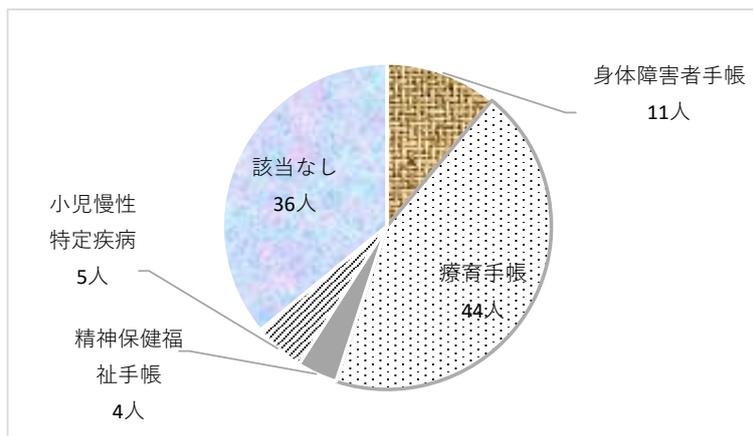
※性別による集計は削除

【問3】 現在、ご本人が生活しているところについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。自宅の場合は、（ ）に小学校の学区をご記入ください。



※自宅で生活しているかたが88人でした。学区の集計は削除

【問4】ご本人がお持ちの手帳、医療受給者証の種類等をご記入ください。

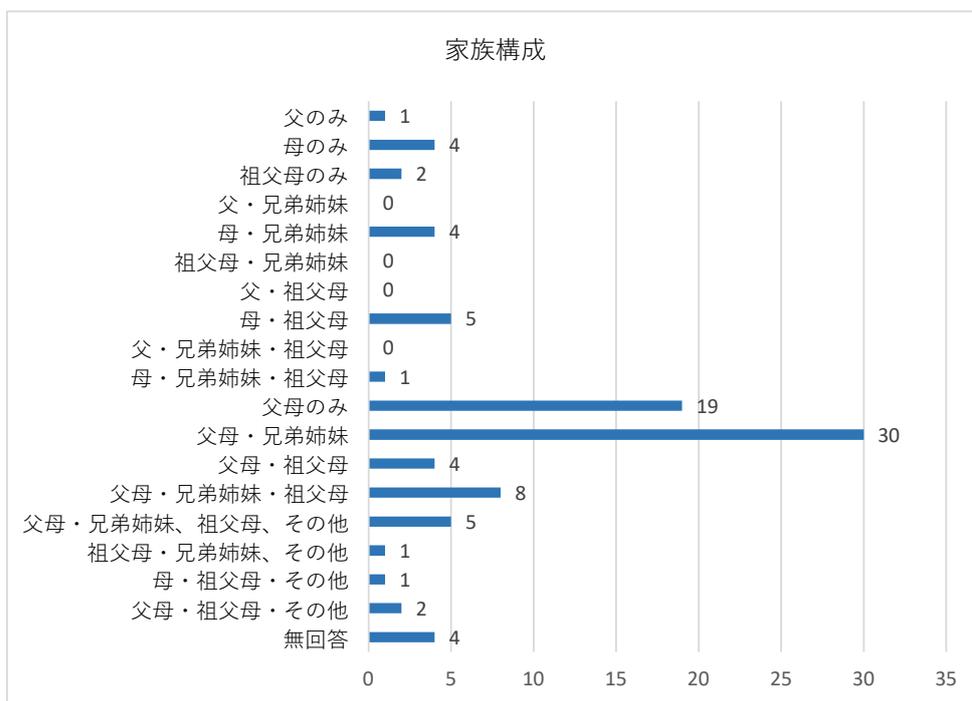


※複数の項目に該当する児童が9人います。

身体障害者手帳・療育手帳5人、身体障害者手帳・小児慢性特定疾病4人。

※身体障害者手帳1級7人、2級3人、3級1人、療育手帳A等級14人、B等級26人、無回答4人、精神保健福祉手帳1級0人、2級2人、3級2人。

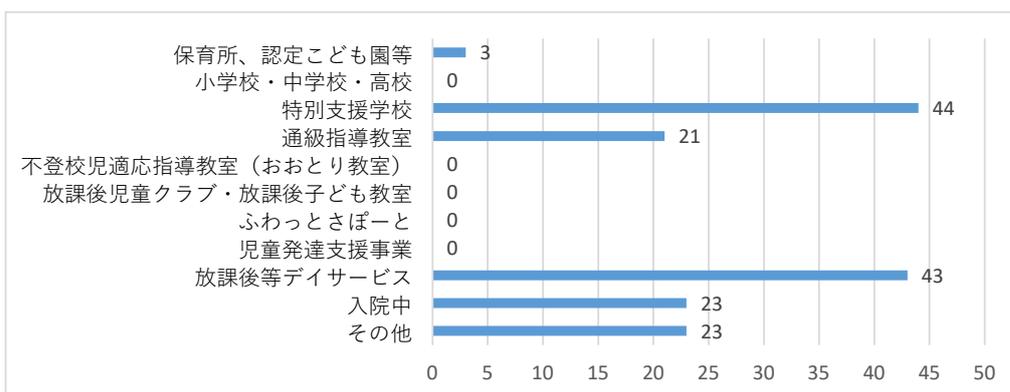
【問5】問3で「1. 自宅」と答えたかたにお聞きします。一緒にお住まいの家族について、あてはまるものすべてに○を、また（ ）には人数をご記入ください。



※父母・兄弟姉妹と同居する児童が30人です。

父または母、祖父母のみと同居する児童が7人います。

【問6】ご本人が日中利用している場所で、あてはまるものすべてに○をつけてください。



※特別支援学校、特別支援学級と放課後デイサービスを併用している児童が39人います。また、保育園と児童発達支援を併用している児童が11人です。

【問7】ご本人の状態であてはまるものに○をつけてください。

姿勢

介助不要（自立）	87
一人で立てる	1
自分で座れる	1
寝たきり	2
総計	91

食事形態

きざみ食	2
経管栄養	2
普通食	87
総計	91

意思表示

介助不要（自立）	78
身振り	7
表情	4
片言	2
総計	91

移動

介助不要（自立）	84
つかまり	2
座ったまま	1
寝返り	1
移動不可	3
総計	91

排せつ

介助不要（自立）	64
一部	18
全介助	9
総計	91

てんかん

なし	87
月数回	2
年数回	1
毎日	1
総計	91

移手段

介助不要（自立）	83
歩行器	1
バギー	2
車いす	3
伝い歩き	1
一部介助	1
総計	91

入浴

介助不要（自立）	61
一部介助	17
全介助	13
総計	91

食事

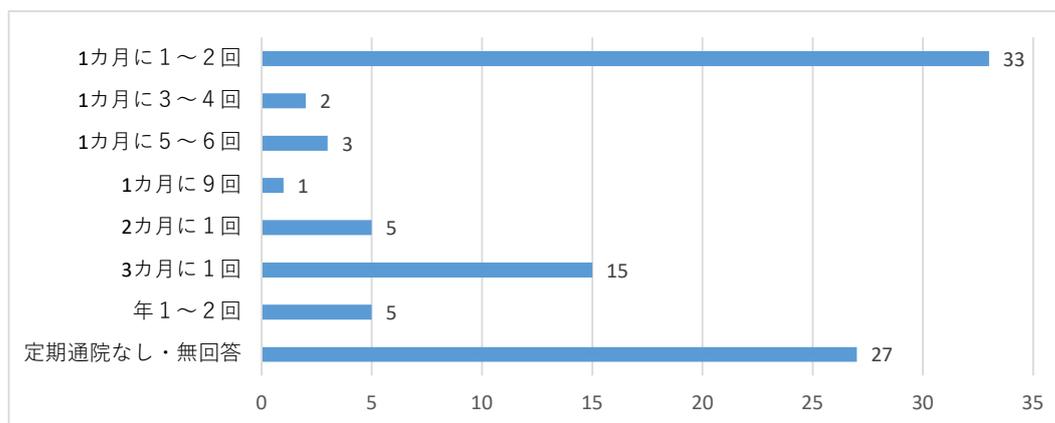
一部介助	12
全介助	2
介助不要(自立)	76
不明	1
総計	91

衣類交換・更衣

介助不要（自立）	64
一部介助	19
全介助	7
不明	1
総計	91

医療に関する状況

【問8】ご本人の通院状況についてご記入ください。



※市外の医療機関と市内の医療機関等、複数の通院先があり、専門外来や発達に関することは、市外の医療機関を利用する傾向があります。

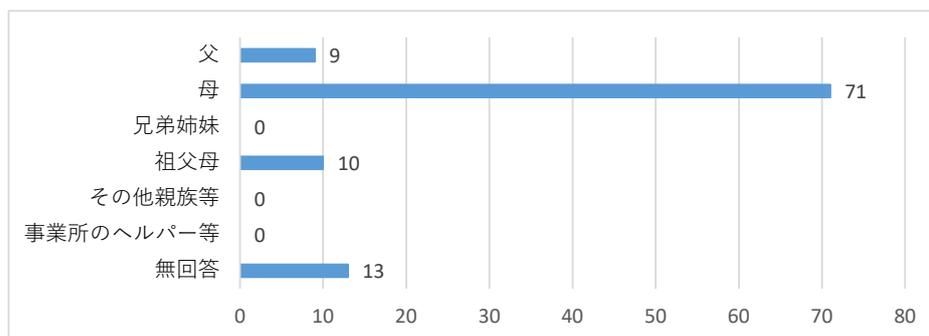
【問9】ご本人が受けている医療的ケアであてはまるものに○をつけてください。

	再掲（居住場所）			再掲（居住場所）		
		自宅	施設		自宅	施設
LTV	2	1	1	導尿	2	
気管切開	2	1	1	人工肛門		
経鼻エアウェイ	1	1		人工透析		
たん吸引	2	1	1	HOT	2	
ネブライザー	2	2		その他	2	
IVH	0					
経管栄養（胃ろう）	2	1	1			
経鼻栄養	0					

※ケアの実施者は、主に母、父、同居の家族、事業所の看護師等でした。

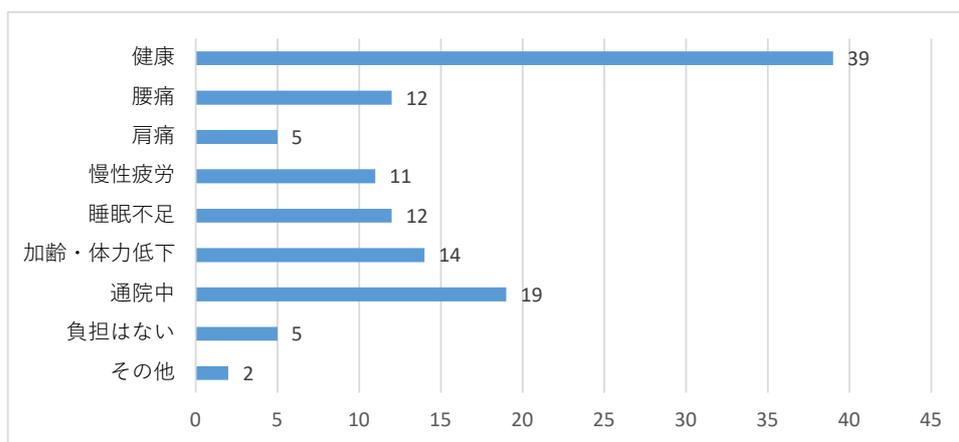
【問10】どなたがご本人の介護、身の回りの世話を主にしますか。

あてはまるもの1つに○をつけてください。



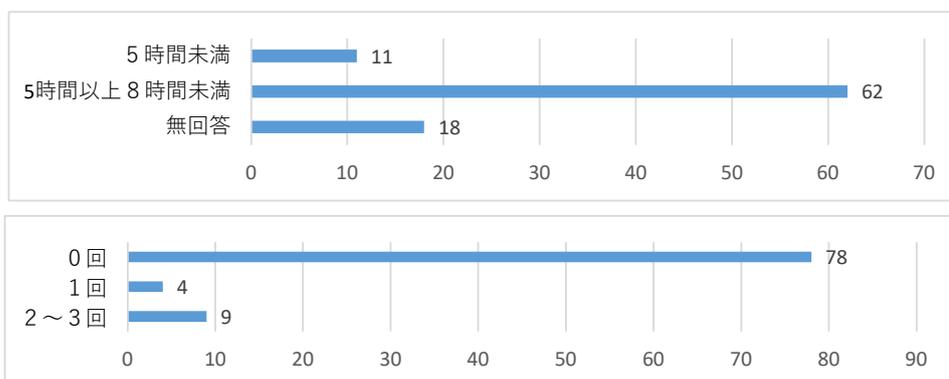
※主な介護者は母と回答したのは71人でした。

【問11】問10で○をつけたかたの健康状況について、あてはまるものすべてに○をつけてください。



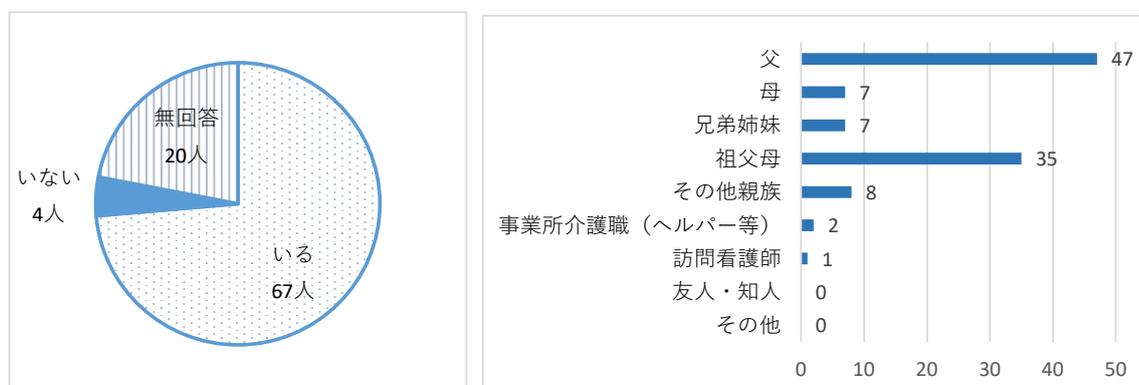
※通院治療中のかた、腰痛等の身体症状があると回答したかたがいました。

【問12】問10で○をつけたかたの睡眠状況についてご記入ください。



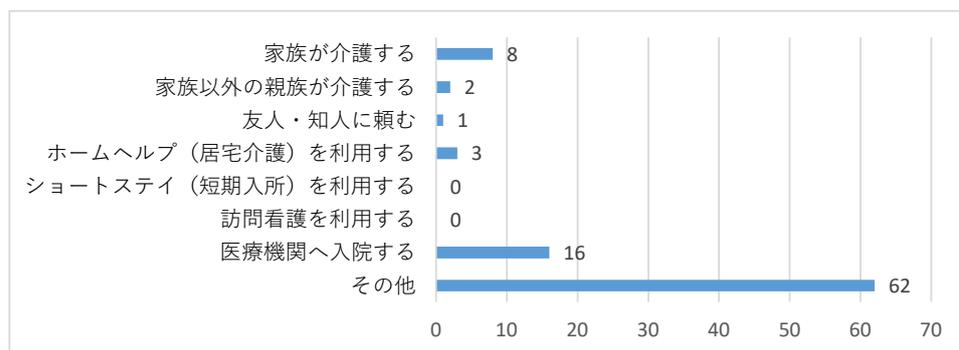
※夜間等の介護のため、夜まとまった睡眠がとれないかたが数人います。

【問13】主に介護をするかたの他に、介護の協力を頼めるかたはいますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。



※介護の協力を頼めると回答したかたは、67人います。父や祖父母が協力者になっています。一方、協力者がいないと回答したかたが4人います。

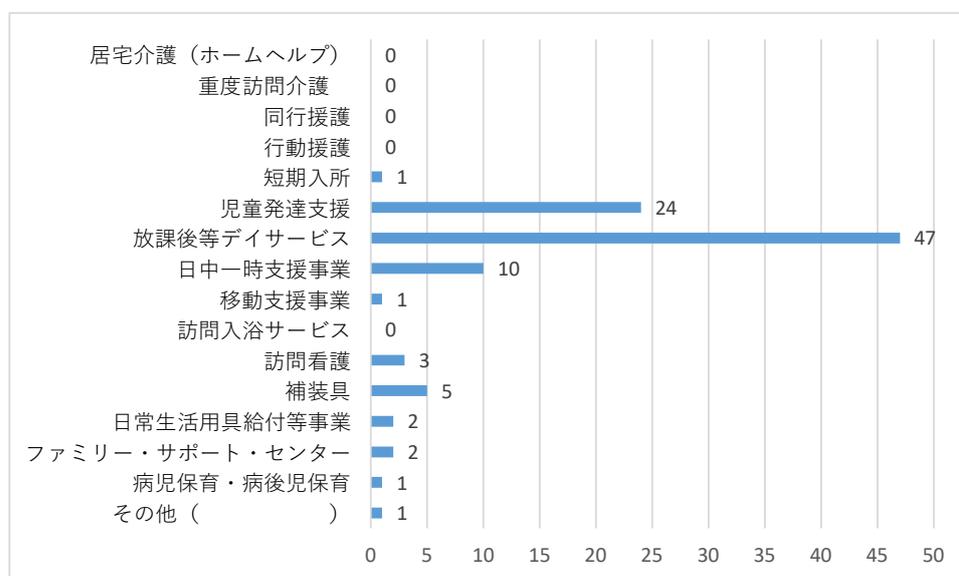
【問14】 主な介護者が病気等の時は、ご本人の介護をどのようにしていますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。



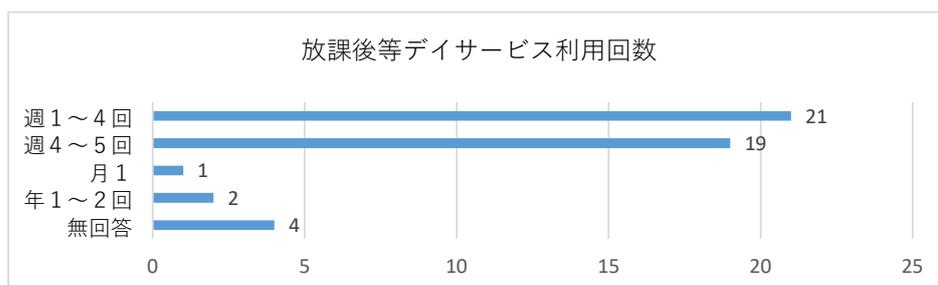
※家族で対応するかたが多いです。その他、親族の協力や短期入所等を利用するかたもいます。

🌸 サービスの利用状況

【問15】 ご本人が過去1年間に利用したサービスであてはまるものすべてに○をつけてください。また、利用している回数をご記入ください。

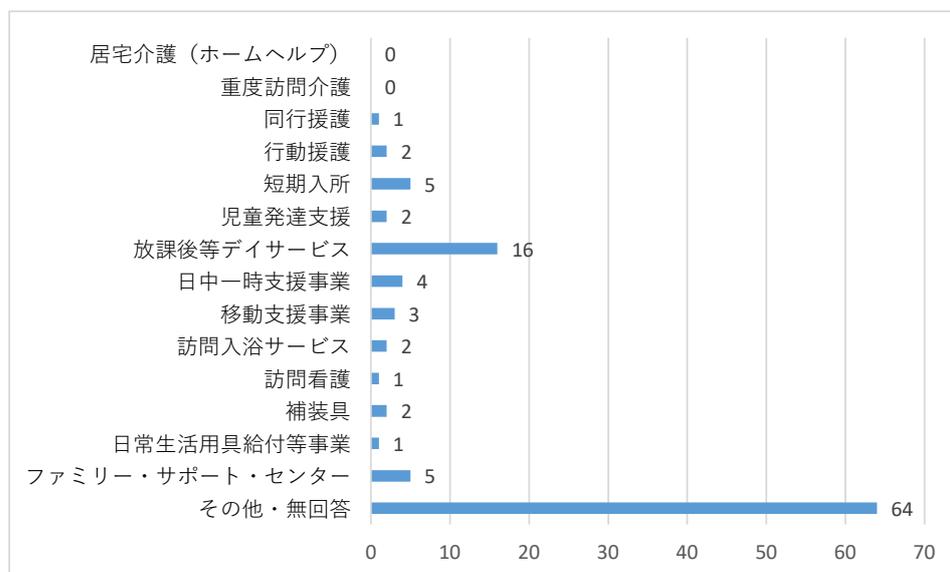


※放課後等デイサービス、児童発達支援事業所を利用している児童が多いです。

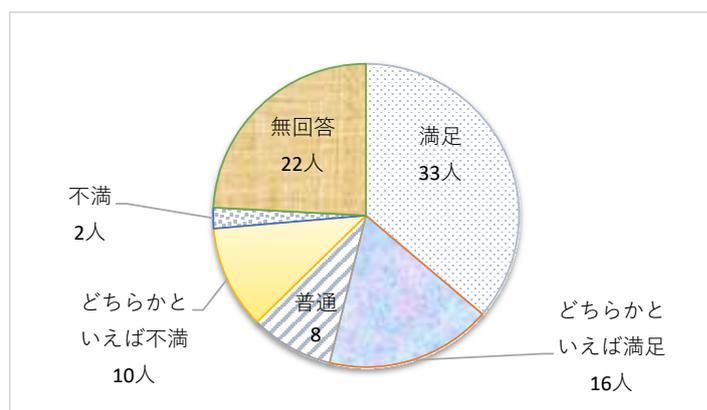


※週4～5回利用している児童は19人います。また週1回以上利用している児童は、40人います。

【問16】 現在利用している福祉サービスのほかに、今後利用を希望するサービスすべてに○をつけてください。



【問17】 ご本人が利用している福祉サービスの種類、量(日数)に満足していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



【自由記述】

利用日数を増やしてほしい。もとにもどしてほしい

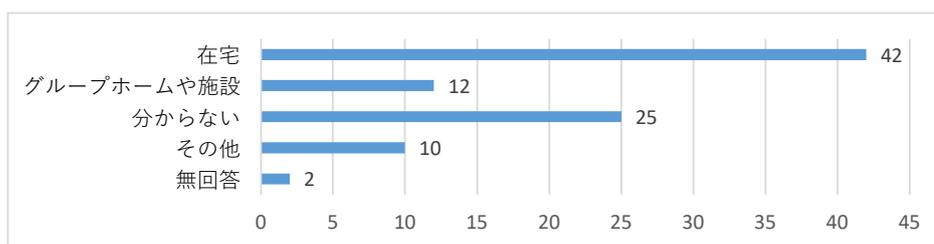
月の利用回数に制限がある。開始時間、終了時間が伸びてほしい。

毎日放課後にサービスを利用して帰宅してほしい。

土・日・祝祭日も予約制でいいので、利用できる施設がほしい。

【問18】ご本人が大人になった時にどのような生活を希望しますか。

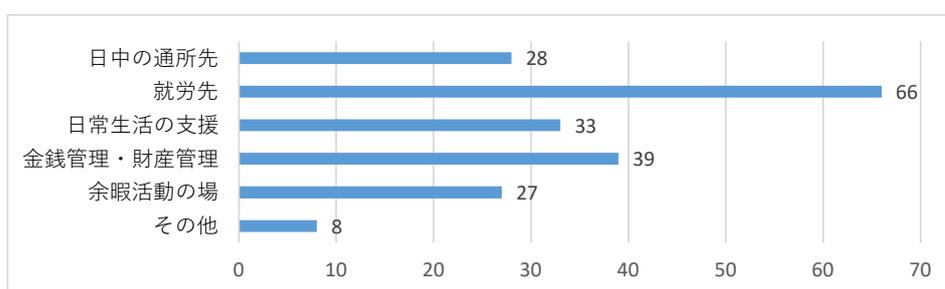
あてはまるもの1つに○をつけてください。



※在宅での生活を希望する人が42人います。

【問19】ご本人が大人になった時に必要と考えるサービス、制度をお聞きします。

利用が必要と考えるものすべてに○をつけてください。



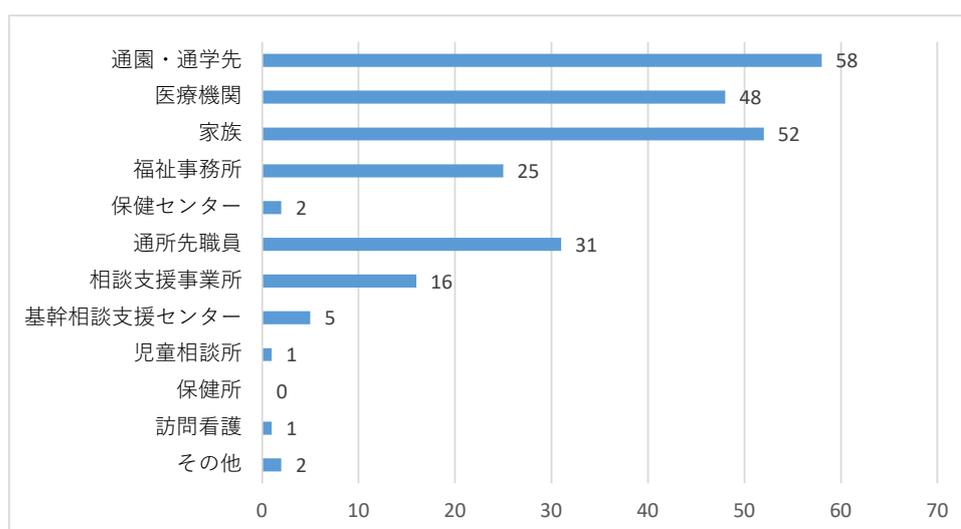
【自由記述】

自立して生活してほしい。またはGH入所し、軽作業をして生活してほしい。

利用時間が短いので、それを補うサービス

【問20】ご本人の生活等に関する相談先はどこ（誰）ですか。あては

まるものすべてに○をつけてください。



※家族の他に、通園・通学先や医療機関、通所先の事業所等が主な相談先になっています。

【問21】ご本人が地域で生活するうえで、困っていること、必要なことがありましたら、自由に記入してください。

●相談について

- ・相談する場所が少なすぎる。親同士の交流の場を作ってほしい。
- ・放課後等デイサービスにも相談できる人を置いてほしい。できれば看護師のかた。
- ・親同士の情報交換などができたらよい。心臓疾患なのでまわりから理解されにくい。就学前に相談できるところがあればうれしい。
- ・職員に相談しても頼りにならない。障害児福祉について知らないことが多すぎる。利用者の背景を考えてほしい。
- ・就学に向けて相談できる機関が身近にあればよい。利用可能な支援を詳しく知る機会があればよい。
- ・自由に参加できて、普通の悩み、困りごとが相談できる会などの開催。

●移動手段・就学・就労

- ・移動を手伝ってくれるサービス、障害児専門の幼稚園、放課後等デイサービスで重度障害児用でスタッフの人が多いとよい。一日数時間でも預けられるサービス。
- ・就労先があるかどうか。学校から帰ってくると引きこもりがちになる。放課後等デイのほか、友人と会える、好きなことをして過ごせる場所があったらよい。シルバーエリアみたいな場所は遠くて、子どもだけでは行けない。
- ・特別支援学校のスクールバスについて、希望者が乗れるよう考えてほしい。
- ・車の運転免許証を取得できるとよいができなかった場合、移動手段に限られるかと思えます。m o b i (モビ) の地域拡大、時間延長を考慮してほしい。
- ・就労を希望しているが、通勤手段がバスとなる。時間が合わないと送迎が大変。
- ・バスがほとんど通らない。移動手段がない。
- ・電動車いすで入れる店が少ない、外出外食が不便です。
- ・市立総合病院の障害者専用駐車スペースが足りない。停められないことが多々あります。スロープ車への乗り降りには後方にスペースが必要なため車路に飛び出しまい危ない。
- ・道路の白線が消えて見えにくいので、子どももどこを歩いてよいかわからない。
- ・学校前の歩道がでこぼこ、かけていて転びやすい。
- ・視野が狭く下を見ないで歩くことが多いので、下水側溝の蓋がないところに落ちることがあった。蓋をしてほしい。

●将来に関すること

- ・家庭で一緒に暮らしていくことは困難と思うが、どうしたらよいかわからない。
- ・将来、家からではなく、生活できる場所があるのか、どのような手続きが必要か。学校

にいるうちに、先生方を通じて情報があればお願いいたします。

- ・卒業後も本人や家族の生活リズムが保てるサービスを作ってほしい。
- ・車いすでの生活、移動が今後より必要となってくるため雪が降らない、病院に近いなど車いすの生活が快適にできる地域を検討する。

●その他

- ・自閉症の人はいろんな人がいることを知ってほしい。デイサービスに行くのと寝てしまうことが多い。その場合は預かってもらえないのか。
- ・土曜、祝日の開所時間が遅いため仕事に行くのが遅れてしまう。もっと早く開所してほしい。
- ・骨髄移植等により定期予防接種で得られた免疫が消失し再接種が必要となる。再接種の費用の一部を助成していただくよう検討してほしい。
- ・病児保育、病後児保育が限られていて利用できる人が少ない。医療的ケア児をもつ親は在宅で子どもをみないといけないので働きたくても働けない。外出も制限され親もできることが限られる。
- ・学校や放課後等デイサービスも人手が足りなくて一人の児童に寄り添うことができないため、早退や休みにして家にいることしかできない。支援学級の先生(支援員ではなく)を増やす。一クラスの人数を減らしてほしい。
- ・医療療育センターのような病院を近隣にもつくってほしい。
- ・AS(自閉症スペクトラム)の専門医療を受けたいが秋田市まで行かないとサービスがない。適切な医療を受けられる環境を住んでる地域に整えてもらいたいと強く願っています。
- ・フリースクール等のオルタナティブ教育を受けられるところがない。

第7期大館市障害福祉計画・第3期大館市障害児福祉計画（案） についての意見募集（パブリックコメント）の結果

第7期大館市障害福祉計画・第3期大館市障害児福祉計画（案）についての意見募集（パブリックコメント）の結果は、次のとおりです。

- 1 募集期間 令和6年1月19日（金）から令和6年2月9日（金）まで
- 2 資料閲覧場所 大館市ホームページ、大館市福祉部福祉課、比内総合支所市民生活係
田代総合支所市民生活係
- 3 意見提出方法 郵送、ファクス、電子メール、直接持参
- 4 意見提出者数 1人
- 5 意見件数 1件
- 6 意見の内容と市の考え方

意見No.	意見の内容	市の考え方
1	大館市へ専任手話通訳者の設置を要望します。市内に県登録通訳者が不足している状況ですので、市職員として手話通訳者を設置、派遣できるようにお願いしたい。	市で配置するとなれば手話通訳士の資格があり、県の意思疎通支援事業で派遣できる人を任用していきたいと考えておりますが、資格を有している方の絶対数が少ないことが大きな課題であります。有資格者の情報を含め、市内の手話サークルや秋田県聴覚障害者支援センター等の関係機関と協議し、配置に向けて検討してまいりたいと考えております。

*****ご協力ありがとうございました。*****

○ 計画策定の経過

日 程	内 容
令和 5 年 5 月 19 日	第 1 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会開催 ○委嘱状交付 ○計画策定スケジュールについての説明
令和 5 年 6 月	障害をお持ちのかた、障害サービスを利用しているかたへの生活実態に関するアンケート実施 障害をお持ちのお子さん、障害者手帳等をお持ちのお子さんの生活実態に関するアンケート実施
令和 5 年 7 月	障害福祉サービス事業者対象に今後の障害福祉施設等の整備について照会 就労継続支援事業所対象に一般就労移行等状況調査実施
令和 5 年 10 月 17 日	第 2 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会開催 ○計画素案について ○意見募集 ○今後のスケジュールについて
令和 5 年 11 月 29 日	大館市議会厚生常任委員会へ素案説明（12月議会）
令和 6 年 1 月 16 日	第 3 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会開催 ○計画最終案について ○今後のスケジュールについて
令和 6 年 1 月 19 日 ～2月9日	計画素案のパブリックコメント（意見募集）の実施
令和 6 年 2 月 15 日	第 4 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会開催
令和 6 年 3 月	第 7 期大館市障害福祉計画・第 3 期大館市障害児福祉計画策定

第7期大館市障害福祉計画 第3期大館市障害児福祉計画

令和6年（2024）3月発行

秋田県大館市 福祉部福祉課障害福祉係

〒017-8555

秋田県大館市字中城20番地

T E L 0186-43-7052（直通）

F A X 0186-42-8532

E-mail sya-fks@city.odate.lg.jp

大館市ホームページ

[ホーム](#) > [秋田県大館市](#) > [市民便利帳](#) > [福祉・介護](#) > [心身障害者の福祉](#)

